

24266

文學士菊池謙二郎著

藤田東湖傳 全

東京 金港堂書籍株式會社

~~289.1~~
~~H982K94~~

121.8

H982K3A



219244



藤田東湖



218214

序言

藤田東湖は吾郷の偉人なり、幼時誦せし所の詩、十の五六は東湖の作に係るもの、冥々の裡之が感化を受けしこと蓋し師に劣らず、敬慕の餘自ら才の短きを揣らず、こゝに東湖の傳を作れり。

想ふに東湖は多面多方、端倪すべからざる人物なり、其才藝に於けるも多面多方なり、其性行に於けるも多面多方なり、されば東湖の眞面目を抽き出して紙上に躍如たらしむるは到底余が筆の能くする所にあらざるなり、余自ら之を知る、故に余は東湖の人物を畫かんよりも寧ろ東湖の事蹟を

傳ふることを力めたり。

この書成るや余之を先師栗田先生の左右に致して校閲を乞ひしに先生は丁寧到校閲の勞を取らせ給ひ最後に評して事實は大抵網羅せるが如し但東湖が小梅謫居中在中將のここを言ひし詩は東湖の風采を躍如たらしむるものあれば之を表はされて然るべしと教え給ひき今この書を刻するに臨み謹みて故先生在天の靈に謝し且其高教に従ひ東湖の詩を抄出して余が筆の足らざるを補ふ。

謫居値三日門外遊人如織。謹呼笑噓。聲滿長堤。余馮几寫字。無聊殊甚。適力平自外歸。携酒與魚。余之喜於是可知也。

直割魚爲鱠。撥火暖酒。酒酣耳熱。揮毫泄悶。亦一時之痛快也。

墨水距舍十數步。長堤逶迤橫其際。青春况又上己辰。士女絡繹競華麗。或跨白馬揮金鞭。或擁紅粧動吟袂。隔牆誰憐幽人居。柴門不開戶常閉。閉戶先生成何事。芸窓日夕涉經藝。黃塵空誤四十年。青史欲究三千歲。流離困厄氣尙雄。所以畢竟遭罪戾。雖然先生亦有情。每逢佳節獨垂涕。人嫉先生非嫉人。世棄先生豈棄世。僮僕偶携瓢與盤。金龍山畔酒肴賁。先生熟視喜欲狂。直向爐邊逞吞噬。酒酣興來百憂銷。不用水邊故祓禊。維昔落魄在中郎。光風霽月本同契。白雪堆中訪王子。杜若洲

頭憶伉儷。舟子無情指白鷗。墨水日暮不耐濟。當年遺蹤今尙存。曠世風流誰復繼。吁嗟中郎雖失時。未聞鞢鞍東州滯。不似先生閉門戶。三尺蓬蒿嘆匏繫。人生浮沈何足言。大運從來有隆替。君不見西來長鯨捲海波。睥睨殆作垂涎勢。去年六月。蘭艦來於長崎。頃日又聞夷船一隻出沒房總之海。又不見皇天丁寧垂炳戒。日暮南方氣似彗。往年癸卯之春。白氣見於西南。今春復見長數十丈。丹心誰懷杞人憂。白屋安知廟堂計。好弔千古忠義魂。欲爲扶桑培根柢。

明治卅二年三月

仙湖漁史識す

明治三十一年四月、われたまゝ閑を得たりしかば平生聊か蒐集し置ける材料に據りてこの書を成せり、其後に至り近代の歴史に關する二三の書を読みてこの書に訂正修補を加ふるの必要を認めしが種々の事情ありしに因りつひに其機を得ずしてこゝに之を出版するに至りしなり、讀者幸に著者の疎漏のみを咎めずして是正する所あらばひこり著者の光榮のみならず東湖も亦地下に於いて窃に喜ぶべきなり。

明治三十二年八月

著者再識す

藤田東湖年譜

- 文化三年三月十六日東湖水戸上市梅香に生る
- 文化七年東湖始めて藩主武公に謁す時に年五歳
- 文化八年東湖堀川潜藏に就きて句讀を習ふ時に年六歳
- 文政二年東湖始めて江戸に至る時に年十四
- 文政七年英船常陸大津に来る東湖父の命を奉じ死を決して之に赴き英人を殺さんと謀る時に年十九
- 文政八年東湖再び江戸に至る時に年二十
- 文政九年東湖三たび江戸に至る時に年二十一
- 同年十一月東湖の父幽谷歿す
- 文政十年正月廿六日東湖家督を継ぎ進物番となり二百石を賜ふ時

二年二十二

○文政十二年藩主哀公疾あり繼嗣定まらず東湖同志と共に死を決して江戸に至り公の異母弟敬三郎を立つることに力を盡す東湖時に年二十四

○同年十月烈公封を襲ぐ

○天保元年正月東湖等曩に許可を得ずして國境を出でたる故を以て逼塞を命せらる東湖時に年二十五

○同年四月郡奉行に轉じ八田部扱となり水戸より八田村に徙る

○天保二年正月太田部扱となり八田村より田見小路官宅に徙る時に年二十六

○天保三年五月東湖郡奉行より通事に轉じ江戸に徙る時に年二十七
○同年十二月烈公東湖等に命じて神書を考訂せしむ

○天保六年六月東湖通事より御用調役に轉ず時に年三十

○天保七年交代となり暫の内永詰を命せらる時に年三十一

○天保九年十二月十二日東湖土地方改掛を命せらる二十五日格式槍奉行に進み足目五十石を賜ふ時に年三十三

○天保十年東湖先手物頭列を以て史館編輯に補せらる學校造營掛を命せらる足目五十石を返し土地方改掛を免せらる時に年三十四

○天保十一年正月十一日東湖側用人となり格式用人上座に進み足目百石役料百石を賜ふ學校掛如故同月十五日烈公に従ひ在國するに
より將軍に謁す同月二十一日再び土地方改掛を命せらる時に年三十五

○同年十一月烈公の命を奉じて江戸に到り水野越前守に談す

○天保十二年四月東湖御改正掛を命せらる十二月足高百石を賜ふ時

に年三十六

○天保十四年正月格式馬廻頭上座に進む時に年三十八

○同年九月弘道館掛を命せらる

○天保十五年(弘化元年)五月六日烈公謹慎を命せらる東湖も役を免せられ礪川邸内に幽せらる九月十六日祿を褫はれ新に十五人扶持を賜ふ東湖時に年三十九

○弘化二年二月東湖礪川より小梅村別墅に徒されて茲に幽せらる時に年四十

○弘化三年十二月蟄居を免せられ小普請組となり水戸に移る時に年四十一

○弘化四年十月東湖致仕して宅愼を命せらる時に年四十二

○嘉永二年八月宅愼を解かる是より東湖と號す時に年四十四

○嘉永六年七月東湖海岸防禦御用掛を命せられ三百石を賜ふ時に年四十八

○同年十一月名を誠之進と改む

○安政元年正月東湖側用人兼勤を命せらる役料百五十石を賜ふ時に年四十九

○安政二年二月格式馬廻頭上座御側用人となり役料五十石を加賜せらる

○同年九月十九日學校奉行兼職となり役料百石を加賜せらる

○同年十月十九日歿す時に年五十

藤田東湖傳目次

第一篇 一藩に於ける東湖……………一

第一章 少壯時代の東湖……………一
藤田幽谷……東湖の幼時及教育……烈公と東湖……東湖死を決す……東湖の交遊

第二章 史館總裁代在職中の東湖……………一六
東湖の仕官……東湖の清議

第三章 烈公襲封の際に於ける東湖……………二八
哀公時代の水戸藩……烈公襲封の事情……東湖の言動

第四章 郡奉行在職中の東湖……………三七

水戸藩の郡制……………東湖の施設……………水藩朋黨の起源……………東湖と朋黨

第五章 通事及御用調役在職中の東湖……………五九

通事と東湖……………東湖烈公の意見不合……………烈公東湖意見の合一……………烈公の北地經營と東湖……………烈公の教育主義と東湖……………水戸學……………御用調役と東湖……………佞臣の免黜と東湖の進退……………東湖の風采

第六章 側用人在職中の東湖……………七七

烈公天保の改革……………弘道館創設……………烈公と武備……………烈公と農政……………烈公と社寺……………烈公天保の改革に對する評……………烈公天保の改革と東湖……………烈公と水野越州……………蝦夷地請願と東湖……………登美宮下國と東湖……………東湖と水野越州との對談……………東湖と諸名士……………東湖の

滑稽……………東湖と結城寅壽……………東湖の出處進退

第七章 幽囚中の東湖……………一二〇

烈公賞せらる……………烈公疑はる……………烈公謹慎を命せらる……………烈公譴責の事情……………保守派の狂喜……………保守派に對する批評……………礪川邸内塾居の東湖……………小梅村幽居中の東湖……………東湖塾居を解かる

第八章 閑居中の東湖……………一六三

東湖閑中閑ならず……………東湖の病氣と意見書……………意見書の大要……………老公再び藩政を視る……………徳川時代外交の大要……………東湖の塾と東湖の教育一斑……………東湖と藩士……………東湖の家計

第二篇 天下に於ける東湖……………一九〇

第一章 外船來朝と東湖……………一九〇

米艦來朝と烈公……………東湖の再勤……………水戸藩の對外論……………東湖の攘

夷論……十條五事の大意……烈公及東湖の對外意見の眞想……幕府の姑息……魯船長崎に来る……魯使と幕吏との應接……諸外國と條約締結……烈公外政參與を辭す……烈公軍政改革に參與す

第二章 天下の名士と東湖……………二二七

東湖は天下の士……東湖の交遊……東湖と川路……東湖と石河和介……東湖と小楠……東湖と象山……東湖と長岡監物……東湖と儒者……東湖と西郷隆盛

第三章 結城派の處分と東湖……………二三六

結城派大に東湖を惡む

第四章 東湖の死と名士の哀惜……………二四〇

東湖死す……天下の名士東湖を惜む……結城寅壽東湖を知る

藤田東湖傳



文學士 菊池謙二郎著

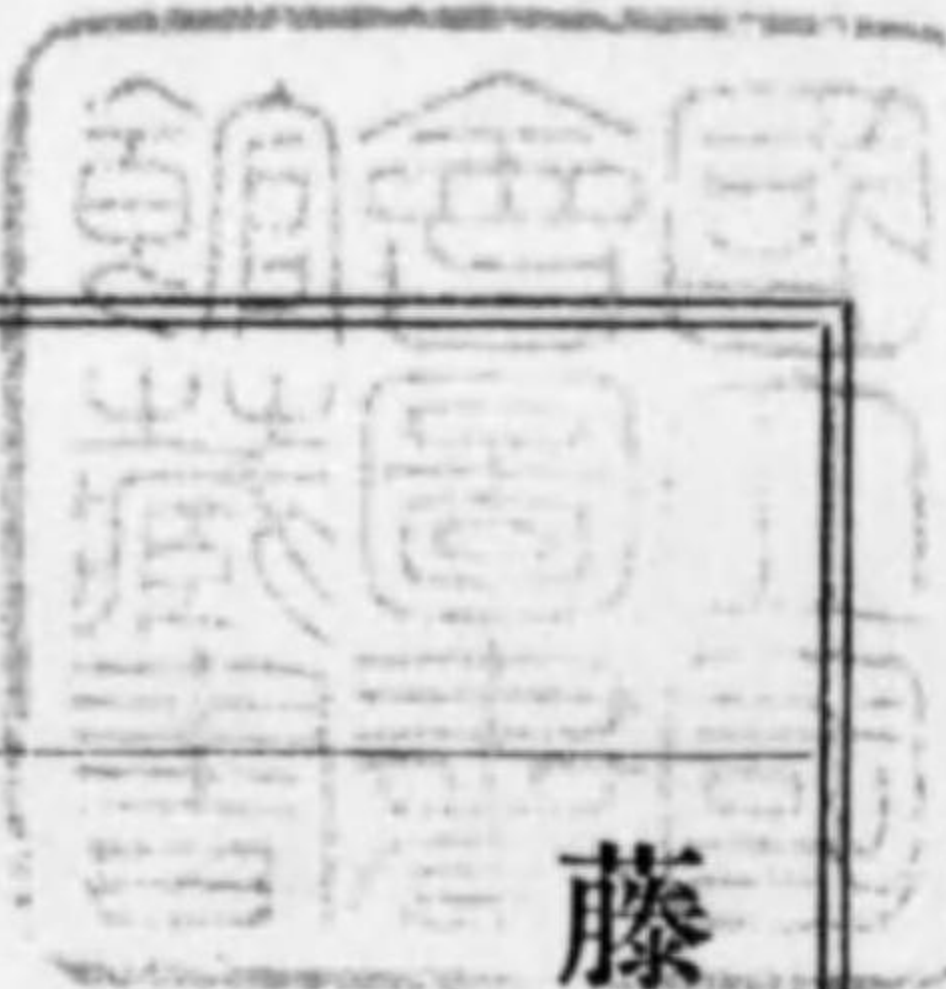
第一篇 一藩に於ける東湖

第一章 少壯時代の東湖

藤田幽谷

今を去る百二十餘年前、安永年間、水戸下谷町古着商の家に一子あり、穎悟にして學に志し、十一にして詩を賦し、十三にして文を成し、立言卓偉、觀る者をして嘆賞措く能はざらしめき。藩の老儒立原翠軒(萬之)を奇として門生となし、専ら力を學業に效さしめぬ。十八歳の時、藩主徳川治保卿(文公)其が詞章の才を試みられけるや、立るに詩文を作り、卿をはじめ並居る人々を驚かしめき。時の閣老松平定信(樂翁)其名

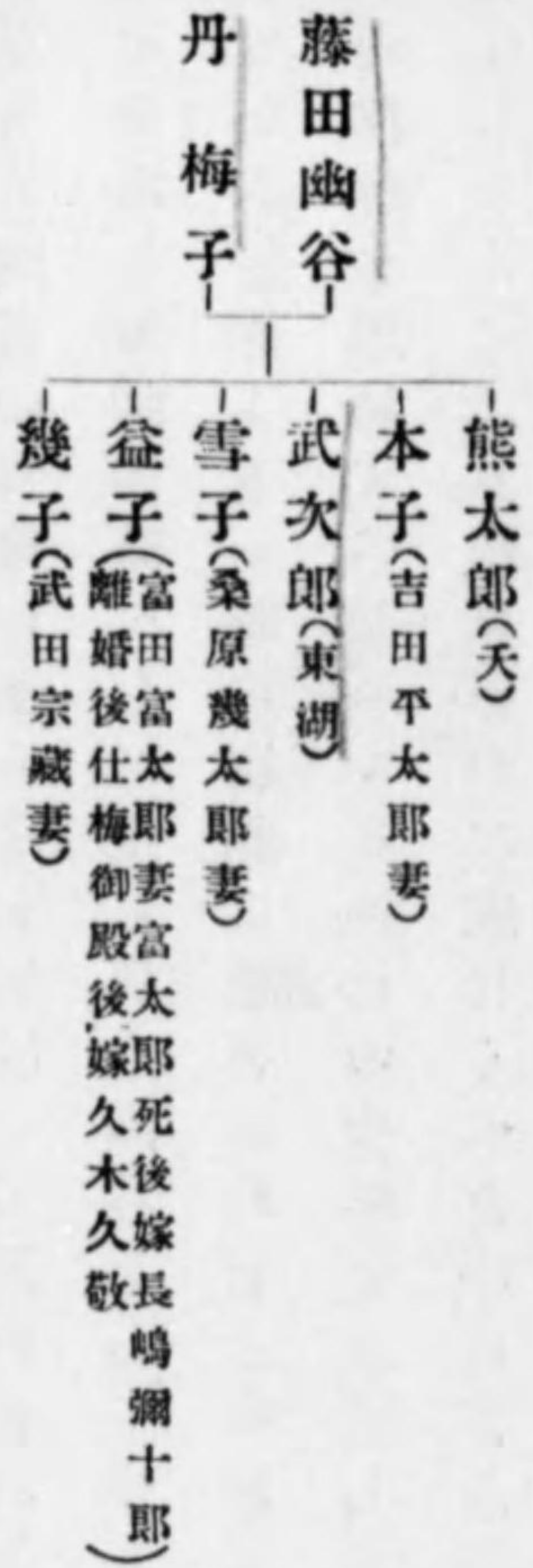
*水戸家第六代
其詩は七言律にし



て結末に
問燕欲
談經國業
恥將小技
事雖蟲一
の句あり
其文は作
學對なり

を聞きて論文を徴しけるに正名論を著はして君臣の大義を述べ暗に幕府の僭越を諷したりしもこの子十八歳の時なりき。十八歳の時擢でられて彰考館の生員となりしが後に至り館の總裁となり専ら大日本史の志類編纂を掌り、かたはら家塾(青藍舎)を開きて名節を砥礪し士氣を鼓舞せしかば人才彬々として門下より輩出せり。時人呼んで幽谷先生といひき。幽谷とは先生の雅號なり。先生容貌奇偉にして志氣豪邁なり、常に外夷の邊海を擾すを憂へ嘗つて之を痛論して罪を獲き。學は經史百家に通じ名を正し義を明にするを以て自ら任せり。其交友の中に高山彦九郎(正之)、蒲生君平(秀實)の如き最も親しかりしを以て見るも亦其の人と爲りを想見するに足らむ。先生姓は藤田、名は一正、字は子定、通稱を次郎左衛門といふ。近代の偉人藤田東湖は實に先生の第二子なり。

母



東湖の幼時及教育

東湖の生れしは文化三年三月十六日にして今を去ること九十四年前、朝廷にては光格天皇の御世、幕府にては十一代將軍家齊公、水戸家にては第七代治紀卿(武公)の時代なり。東湖の母は丹氏、名を梅子といひ、丹武左衛門(一言、靜齋と號す)の女にして賢名の聞え高かりき。東湖諱は彪、字は彬卿、幼名を武次郎といひ、後虎之介と改め、後年藩主篤慶卿(順公)より名を賜りて誠之進と改めぬ。東湖は其號なり。東湖容貌魁偉、軀幹長大、色黒く眼鏡く非凡の風采あり、幼より才智

*水戸家第十代

なみくならず、氣宇磊落にして物に頓着せず、動もすれば準繩規矩の外に逸出せんとする傾向ありき。父幽谷甚だ酒を嗜み机邊一箇の酒瓶を備へ讀書耕文の際之を傾くが常なりき。ある日幽谷門生を集めて書を講ずるや、東湖時に年七八歳、門生と共に之を聴き居たるが、竊に傍の門生に呶きて曰く、われ將に老爺の側に在る酒を飲みて見すべし、君姑く待ちて余の爲す所を見よと。稍ありて幽谷書を講して會心の所に至るや、情激し聲張りてまた他事なきものゝ如し。東湖此機を窺ひ靜に坐を立ちて幽谷の背後に至り手を延ばして酒瓶を取上げ微笑しつゝ、門生を見渡し獨酌多時にして坐に復り幽谷をして少しも知らしめざりきといふ。是固より一時の嬉戯に過ぎざれども亦以て幼時に於ける東湖の性行を想見すべし。かゝる性行の少年を放任して其意の赴く所に隨はしめんには其結果いかに成行くべきかは言ふまでもなきことな

*東湖遺稿
正氣歌の
小序

り、幽谷固より之を知るが故に痛く其子の才氣を抑損して輕佻浮薄に陥るを防ぎけり。ある日幽谷事を以て東湖を城外に遣はさんとし、東湖の發するに臨み握飯二箇を與へぬ。やがて東湖の歸宅するや幽谷先づ問ふに握飯の有無を以てせしに東湖は悉く喫し終りぬと答えぬ。幽谷之を聴くや、大に怒りて、偕も不用意千萬の奴かな、かの握飯は午飯の爲にとて與へたるにあらず、非常の際に用ゐさせんが爲なり、それを察せずして空腹のあまりに喫し盡くせりとは何事ぞ、萬一國家に事あらば汝はいかにせんとするぞ、武士たるものがかばかりの心懸なくして何とて御奉公の勤まるべきとて、さんくんに叱り懲しければ流石の東湖も返へす言葉なくして已みぬといふ。また東湖がものせし左の小序に懲するも幽谷がいかに其子の教育に心を盡し、かを知るに足らむ。

*彪年八九歳、受文天祥正氣歌於先君子、先君子每誦之、引盃擊節、慷慨奮

發談說正氣之所以塞乎天地、必推本之於忠孝大節、然後止、距今三十餘年、凡古人詩文、少時所誦、十忘七八、至於天祥歌、則歷々諳記不遺一字、而先君子言容宛然猶在心目、彪性善病、去歲從公駕而來也、方患感冒、力疾上途、及公獲罪、彪亦就禁錮、風窓雨室、濕邪交侵、菲衣疏食、飢寒並至、其辛楚艱苦、常人所難堪、而宿疴頓愈、體氣頗佳、睥睨宇宙、叨與古人相期者、蓋資天祥歌爲多、……

才氣溢れ慧敏當るべからざる少童に課するに正氣歌を以てし忠孝あつて而して正氣の天地に塞がる所以を説き情を以て才を抑へぬ。幽谷は眞に其子を知つて之を導くに法を以てせしものと謂ふべし。東湖も亦能く父の意を體し敢へて其教に違はざらむことを心懸けしなり。東湖常に後進に語りて、人に尊むべきは才智ちゐあるが爲ならず、剛膽かうたんなるが爲ならず、唯謹直ちんじつを尊しとす、余は時々刻々此徳を積まんと思はざるな

し、余が今日あるは聊かこの心懸あるに因れりといひしとぞ。

幽谷は文學に秀でたる故を以て商家より起りて史館の總裁に擧げられし人なれば、常に其子を戒むるに讀書講學を以てし、東湖が六歳の時に孝經を授け堀河潜藏せんざう（潜字は文淵）に就きて句讀を學ばしめき。東湖甚だ讀書を嗜まざりしも父が荷へる君恩の渥きに感泣し斯道を以て報效する所あらむとて日夜孜々として力を讀書に用ひたりき。是東湖が七八歳より十五歳に至れる間なり。東湖年十五にして謂ひらく、太平日久しく天下姑息に徂れて士氣振はず而るに外夷の邊海を窺ふは年漸く甚し、是志士の國恩に報ずる秋なり、男兒いかで區々たる訓話詞章の學に汲々たるべき、寧ろ武愚の譏を受くるも文弱の人たるを恥ぶと、是より専ら武藝に心を用ひ或は馬を馳せ弓を彎き槍を弄し劍を揮ひ或は時に近郊の荒廟廢寺に露宿して以て心身を修練せり。是東湖が

十五歳より二十歳に至れる間なり。
 東湖年十四、幽谷に従つて始めて江戸に往き無念流の劔客岡田十松吉
 利、擊劔館主と號すの門に入りて劔術を學び數十日にして水戸に歸り
 ぬ。東湖が心を武術に傾け初めしは蓋し此際に在りしならむか。そもそ
 も徳川幕府の末造に當りてや、昇平相承くる二百餘年、士氣従つて柔弱
 となり、劔術の如きも亦陵遲に就き浮華に流れ所謂格法に泥みて遊具
 となり死物となり了んぬ。然るに享保の頃擊劔道具の發明ありて心の
 まゝに撃ち合ひ突き合うことを得たるより其術従つて活氣を帶ぶる
 ことゝなり、こゝに所謂試合劔術といふもの起りしが其術未だ廣く世
 に行はれざりき。試合劔術の流派の中にて神道無念流といへるは福井
 兵右衛門(嘉平)戸ヶ崎熊太郎(輝芳)などいふ劔客の工夫練磨を積み専ら實
 用に適することを旨とする一種の劔法にして岡田十松の時に至り其

*
 猿樂町に
 在り

*
 小楠遺稿

術や、世間に行はるゝに至りしなり。常陸新治郡の人宮本左一郎(虎孝)
 嘗つて岡田の門に在り其蘊奥を究めて水戸に至るや、幽谷は當時劔術
 の浮華に流れたるを嘆じたる折からなりしかば宮本の學ぶ所を喜び
 東湖をして二三の同志と共に其術を習はしめき。水戸藩に試合劔術あ
 るは此時より始まりしとぞ。東湖が始めて江戸に至りし時岡田の門に
 入りしはかゝる關係ありしによれり。文政八年の冬、東湖年二十、外虜原
 雅言の江戸に祇役するに及び東湖も亦江戸に出で、原の家に寓し夜
 半必ず岡田の擊劔館に至り寒稽古をなすこと月餘にして水戸に歸り
 ぬ。翌年幽谷の江戸に祇役するや東湖復従ひて江戸に至れり。東湖初槍
 法を郷某に學び既に免許を得たりしが其術の實用に適せざるを知り
 しかばこの時改めて伊能一雲齋に就きて鎌寶藏院流の槍法を學び其
 奥義に達せり。されば後年横井小楠が東湖を評せる語中に「都下花奢の

常陸帶

風を嫌ひ専ら武事に心懸け公務の暇には藩中の子弟を引立、尤槍劔に達したる由』とあるは事實の言なり。また『弘道館出来ぬる後鬼の子の如き少年むれ〜出で来ぬるぞ心地よき』と喜びし東湖自身が鬼の子の如き少年を造るに於いて興りて大に力ありしぞ面白き。さても色黒の大男が巨眼を開きて槍劔を押取り、藩中の子弟を叱咤激勵したりし風采を冥想一番すれば情氣の頓に消滅するを覺ゆ。

烈公と東湖

殆んど七年の間、武事にのみ心を専にしたりし東湖

は一日劉淵の『絳灌の文なく隨陸の武なきを鄙む』といへる言に感じ、翻然として悟る所ありし折から、幽谷事を竣りて水戸に歸らんとし東湖を吉田尙典(愚谷)に托し、文武の道は相待ちて用をなすものなれば一方にのみ固着すべからず、文に耽りて腐儒迂生の行に倣ふなかれ、さりとてまた武に流れて武人劔客の流に混するなかれと、懇に東湖を戒めけ

*
水戸家第
八代哀公

れば、東湖ますます發憤し其居る所を名けて不息といひ以て自ら勵めり。時に齊修卿の介弟敬三郎君(烈公)江戸の藩邸に在りて亦文武の修業に餘念なかりしが、東湖のことを聞かせられ不息の二大字を手書し人を介して之を東湖に賜ひけり。是に於いて東湖ますます自ら激勵し家に在つては書を講じ文を學び外に出で、は槍を揮ひ劔を撃ち一日も怠りしことなかりきといふ。東湖が烈公の知遇に感じ烈公が東湖の俊傑なるを知りしは早已に此時に在り。後來名君賢臣相遇うて一藩の政治を改革し天下の風雲を左右する種子は既にこゝに胚胎せりといふも可ならむか。

東湖死を決す

此章の首に於いて一言せし如く幽谷が魯人の我

北境を窺ふを憂へ上書して罪を獲たりしは寛政年間のことなりしが其後魯船の蝦夷近海に來りてますます猖獗を逞うするを見て幽谷は

「慷慨自奮、書を嚮きて甲を装ひ衣を沽りて鞍を買ひ竊に朔漠に馳驅し胡塵を一掃せんとする志」を有せり。文政七年英船一隻常陸大津村の近海に來り短艇を下して上陸するや、事幕府に聞えしかば幕府は代官古山善吉、譯官吉雄忠次郎を遣はして按驗せしむ。世人謂ひらく、夷船法令を犯して恣に上陸せしことなれば幕府は必ず法令を嚴守して夷船を處分するならんと。然るに古山等の英人を遇する甚だ寛裕なり。幽谷之を聞き竊かに東湖に言ひけるやう、外夷近年我邊海に出沒し剩へ大砲を打鳴らして沿岸の民を驚かせり、傲慢無禮言語同斷なりといふべし、然るに世みな一日の無事を希ひ彼夷人の爲す所を傍觀するといふさまなれば此度大津に上陸せる夷人をも幕吏は必ず放還して一日の安を偷むの策を取らむは必定なり、もし果してさもあらむには堂々たる神州に一の具眼人なしといふべし、われ實に之を愧づるなり、汝速かに

大津に赴き竊に動靜を伺ひ、もし放還の議決したりと聞かば、直に夷人の舍に入り夷人を塵にし、然る後官の裁決に任すべし、是一時の權宜に出づるとはいへ聊か神州の正氣を伸ばすを得ん、吾不幸にして女子多く男子は汝一人のみ、汝死なば吾家の祀は絶えむ、されば吾も汝も命窮する時なり、されど決して顧慮するなかれど、東湖慨然として、謹んで教を奉せんと應へしかば幽谷大に喜び泣いて曰く、眞に吾兒なりと。是に於いて東湖は直に旅装を整へ將さに出立せんとせしに會、姻戚丹就道(市郎兵衛)來りしかば幽谷杯盤を命じて暗に東湖の行を餞す、酒未だ酣ならざる時急使あり大津より來り報じて曰く、幕吏薪水米菓を夷人に給して之を放還せりと。幽谷父子之を聞き恍然として四目相見るのみ、復奈何ともする能はずして已みぬ、東湖が死を決して死するを得ざりしは之を始めとす。東湖時に年十九、儒者の家に生れて父在り母存す其

宜しく平和の生活を享くべくして而かも弱冠早已に死を決せざるを得ざる境遇に接せり。天果して大任を斯人に降さんが爲に爾かく之を苦しめんとせしか。兎まれ東湖の生涯は數奇を以て生まれり、其或は數奇を以て終るべきか。

東湖の交遊

東湖少うして交遊を好み人に對して城府を設けず談論湧くが如き概ありしかば人々喜んで交を東湖に結びたりき。東湖の自ら詠ずる所『余年十八九、雄氣正堂々、坐上客常滿、樽前肉如丘、聊か誇張の痕なきにあらざれども亦以て其交遊の盛なるを見るに足らむ。されど東湖は唯一藩の人士に交るを以て足れりとせず、天下に周遊して天下の山川に嘯き天下の人傑に交らんとする志を抱きしが不幸にして早く家を繼ぎしかば竟に壯遊を試むること能はずして已みにき。東湖之を以て畢生の遺憾となし後年其友莊司子祐の京師に遊ばんとす

*東湖遺稿

るや送辭を作り其中にいふ

*國家鞬轡以來、于今二百餘年、海内晏然、天下忘兵、凡仕者皆世官世祿、上自將相、下至卒伍、目不見干戈、耳不聞鼓鼙、徒沐浴膏澤、飽食暖衣、優遊度日、文吏所職、不過簿書期會、武夫所業、不過更番宿直、而雖學士儒生、其所爲亦僅雕蟲小技耳、衣於不織、食於不耕、而怠其事者、滔々皆是、而上天不殃、時君不問、豈非大幸歟、然庸愚齷齪之人、得以僥倖、而奇偉跌宕之士、不能以自奮、國制所拘、目不能接他邦之人、足不能踏境外之地、舉止進退、左支右吾、壯志屈而不伸、奇氣鬱塞而無所洩、終老死牖下、而莫知之焉、

かくの如く東湖は封建制度が奇偉跌宕の人を拘束して其志を舒ぶるを得ざらしむるを嘆じ己れはこの拘束を蒙るに先だちて壯遊を試みんとしたりしに其事成らずして

余亦夙有四方志、心竊以雙親在堂而身未仕官、宜及此時以償宿志、不幸

忽遭大艱、孤廬泣血僅五旬、俄就仕途、碌々屈首於文墨之間、若無復雄飛之意者、時或中夜起坐、追恨膝下奉養之不至、又悲一旦失怙、夙志之不可遂、每一念至此、心胸鬱結、涕泗橫流而不自覺焉、
と嘆するに至りては一掬同情の涙を灑がざるを得ず。

第二章 史館總裁代在職中の東湖

東湖の仕官 文政九年の冬、東湖不息舎に在り文武の修業に餘念なかりしが、幽谷の疾篤しとの報に接し、晝夜兼行して水戸に歸れば、幽谷は早已に瞑目せり、東湖慟哭悲痛人を動かしぬ、喪に服すること五旬出で、父の後を襲ぎ二百石を賜はり進物番となり、彰考館の編輯に補せられぬ。時に文政十年正月廿六日にして、東湖年二十二、そもく彰考館といへるはかの有名なる大日本史の編輯を掌れる史館にして、水戸

*水戸城北六里餘

**雲龍と號す皇朝史略の著者

**征韓偉略の著者

家第二代光圀卿(義公)の時に始めて江戸の藩邸内に置かれしが、義公西山に隠棲せらるゝに及び寛文十二年水戸城内に史館を徙されたりき。然るに元祿十五年に史員の半数を江戸に徙し、かばその時より彰考館は分れて江水の二館となりしなり。義公彰考館を設立して修史の業を起されしより以來時に多少の盛衰張弛あるを免れざりしも、百數十年の久しき未だ嘗つて其業を廢したりしことなく、提封三十五萬、其三分の一は年々此館に抛れたりきと言ひ傳ふ。さて文政年間に青山量介(延子)は江邸史館の總裁となり、藤田幽谷は水戸史館の總裁たりしが、是に至り幽谷歿するに及び、大竹與五兵衛(親善)會澤恒藏(安)の二人をして、權に總裁の職を攝せしめて、別に總裁を置かざりき。是より先、江戸史館の總裁に川口助九郎(名は長孺、字は嬰卿)といへるあり、能文博學の人なるも、素行修まらざる故を以て、塾居を命せられしが、彼は林大學頭(訖)及

江邸の權家別所左兵衛の歡心を得ることを力めしかば是に至り再び出で、江邸史館の總裁たることを得たり。是に於て江水兩館議論紛々たり。特に會澤の如きは嘗つて川口の敗徳汚行を惡みて之と交を絶ちしはどなれば今や義として川口の指揮を受くるを屑しとせずつひに其職を辭することゝなりぬ(文政十二年五月)。よりて東湖は會澤に代りて大竹と共に總裁の職を攝すべきことを命せられぬ。されど大竹は老齡多病出で、事を執る能はざりしかば實際館務を統理するものは東湖一人のみ。此時東湖年僅に二十四なり而るに東湖の下に在りて編輯に従事するものは東湖より見ればいづれも年長老輩にして幽谷の高弟若くは同僚たりしものなり。東湖は唯父の餘蔭を以て先輩故老の上に立つを屑しとせざるのみならず、史館の近事日に非なるを見て黙する能はず、一書を裁して青山に贈り以て史館の五弊を述べ合せて辭職

の意を陳せり、滔々數千言、議論風生、事理適切、筆鋒の銳利なる氣魄の雄邁なる眞に當るべからざる勢あり。其論文は往々諸書に引用せられ讀者の既に知了せるものと思へば煩を避けて茲に其全文を載せざるべし。但しこの一論文は少壯時代の東湖の識見と當時に於ける史館の狀態とを徴するに屈竟なれば左に其大意を譯出すべし

東湖の清議

第一心術正しからざるものは館職に居るべからざることを論じて

史館は正義の地にして衆人の望んで則を取り一國の仰いで準と爲す所なり、敗徳汚行の人こゝに居れば衆人何をか望み一國何をか仰ぐべき、川口嬰卿は嘗つて總裁たりし時敗徳汚行の聞え高かりしかば君公斷然其職を褫ひ其秩祿を削りて之を水戸に禁錮し給ひき、而るに今復其職に復せられたれば國を擧げて驚駭せざるはなし。そも

二〇
そも總裁の任たる唯史事を掌るのみならず左右に親近し可否を献替するものなれば其撰擇を忽にすべからざるや固より論なし、嬰卿人となり廉恥を知らず名節を修めず佞媚傾巧一身の計をなし忠直蹇諤の節に至りては漠然聞ゆるなし、たとひ他罪なきも其職に在るべからず、況んや汚行あるに於てをや、嬰卿才學あり三世に歷仕し恩遇優渥なりしも曩に罪を獲て窮巷に屏居するや飢寒身に逼り實に憐むべきさまなりしかば之を宥免するは可なり、之を賑給するは可なり、其才を惜みて之を散地に置き以て著作に耽らしむるはなほ可なり、然れども之を館閣に延き用ふるに至りては其害の及ぶ所極めて大なり、請ふ斷然之を黜け一國をして靡然として向ふ所を知らしめよ、

といひ、第二正人實學廢すべからざることを論じて

正人の進退は國家の泰否に關し實學の興廢は文章の隆汚に係る、會澤伯民の忠純誠慤にして強學力行の士たるは人の知る所なり、史館近來や、衰替に就けりといへども公論未だ氓びず正義尙存するは伯民の如き正道實學を維持するものあるによる、今や君子の道消し小人の道長し史館の如き正義の地に在りても理に背き道を傷るものなきにあらず、されば君子の道を行はんとするも之を行ふ能はず、是伯民の退く所以にして洵に義を得たりと謂ふべし、而して國家より見れば黜陟用捨其當を得ず、豈美事と謂ふべけんや、宜しく復び伯民を興して自ら退くの勢を防ぎ且黜陟の義を明にすべし、然らずんば正人退き實學廢し史館衰替して復振ふ能はざるに至らんとす、是實に文運の隆汚國家泰否の由て分る、所深く思はざるべからず、といひ、第三自ら總裁攝職の選に適せざるを論じて

總裁の職たるや任重く責大なり宜しく宏才博學言行確實の人を選びて之に任すべし、彪の如きは嚶々然たる一狂生なり、才を以てするも齒を以てするも入館の先後を以てするも將た班位の次序を以てするも總裁の職を攝すべきものに非ず、然るに有司の彪を以て其選に充てたるは先人の餘蔭と年少制し易きとの故にあらずや、彪不肖といへども毎に先人に背かんことを患へ書を讀み學を講じて通達する所あらんを希ふもの豈餘蔭を恃み揚々自得するものならんや、たとひ館僚諸子幽谷の子なりとして扶持保護彪の職を全うせしむるも彪獨り心に愧ぢざらんや、又彪年少といへども國家に報效せんことを思はざるなし、肯て阿附苟合して當世に容れらるゝことを希ふべきや、有司正を以て彪に臨まば謹んで命を聽くべきも、もし然らずんば直言抗論して譴責を避くるを欲せず、然れば何ぞ制し易しと

いふを得ん、且夫れ年少を以て文移往返簿書期會の務に任すれば力を讀書講學に專にするを得ず、是有爲の志を挫くものなり、乞ふ數年の間優遊以て修業に餘念なからしめよ、かくして上は國恩に報ひ下は先人に負かさらば國家士を養ふの意も達し彪の志も亦伸ぶるを得ん、

といひ、第四史業督課追蹙すべからざるを論じて

本館史臣の一事を考索するに數日の力を費し數字を筆削するに衆人の論を采るは必竟校索必ず精にし檢討必ず密にし成功の遲速に至りては之を天に附すべしといへる義公の遺意を奉承すればなり、且往時紀傳の始めて成りし時は幕府に進め大廟に告げたれども、猶之を梓に上せず朝廷にも献せざりしかば事實の誤れるは之を刪正し文辭の謬れるは之を修正することを得たりしが、今や然らず、校訂

新に成れば随つて之を梓に上せ之を朝廷に献じ永く不刊の大典となりて復改竄すべからず、是今日の校訂之を往日に比すれば其難きこと萬々にして須く深思熟考を要すべきなり、もし一旦の功を貪り督責急に過ぐれば誤謬必ず多く譏を後世に得んは明かなり、そもそも古義公の史臣を待するや其秩祿を優かにし禮遇を隆んにし休暇を賜ひて其氣力を養ひ飲食湯沐を設けて其勞苦を慰め而して督責急ならざりしかば史臣却て思を究め精を悉くして功を效すこと速かなりき、然るに今や其秩祿を殺ぎ禮遇を薄うし休暇を奪ひ而して之を督責すること甚だ急なり、史臣勉強事に従ふといへども勢自ら奮ひ難き所以なり、

といひ、第五虚文粉飾助長すべからざるを論じては
今や紀綱廢弛し風俗頹敗し剛毅正直の士退ひて阿諛苟合の徒進み

*哀公即ち
齊修卿

民力困窮して倉廩空虚なり、萬一水旱の災あらばいかで之を救ふべき、且外夷は屢邊海に出沒し時に巨砲を鳴らして人民を驚駭せしめ勢測るべからざるものあり、然るに有司恬然として怪しむことなく姑息模稜昇平を粉飾せんことを力む、今公文を好み學を崇む盛意ありといへども未だ一號令の積弊を除き人心を振はすものあるなし、其本を治めずして獨り文運の隆盛ならんことを欲せば虚文浮辭にして終らんのみ、當今の弊は粉飾彌縫に在り、然るに尙且虚文浮辭を以て粉飾彌縫を長せしむるに至りては國家つひに其弊に勝へざるに至るべし、

といへり、東湖謂ひらく書を青山に致して川口の人と爲りを非議し其館職に居るべからざるを論じながら川口其人に對して一言も責むるなくんば是丈夫の行にわらずと、因つて別に一書を川口に贈りて其五

罪を數へ眞向正面より之を攻撃せり、其中にいふ

夫館閣者正議之地而總裁者親密之職、其持身臨衆、最宜嚴正、而足下挾官長之勢、率館僚子弟、時或過酒肆、或攀娼樓、貪麴蘖、耽粉黛、此鄉黨自善者所不敢爲、而足下公然爲之而不恥、其傷風害俗、不亦甚乎、其罪四也、足下之意、蓋以爲阿諛佞媚、苟無失、懼於有司、則隱微之事、可以幸無咎、乃貪婪無厭、取不可取之物、受不可受之財、不復知廉恥名節爲何物、遂以汚行獲罪、致館閣之恥、其罪五也、

東湖年少氣銳、唯正義あるを知つて一身の窮達を顧みず、讜論直議して忌憚せざる斯の如し、雄氣堂々斗牛を貫くの概ありと謂ふべし、

川口は東湖の書を得て之を齊修卿に示せしかば、卿、青山を召して其意見を問はれしに、青山は答へて、助九郎の罪はさることなれど、今日に及んで之を論ずるは虎之介年少なるが故と覺えたり、然るべく取計ひ申

さんと言ひけり、されば東湖の言ふ所少しも用ひられずして、川口は依然總裁の職に在り、會澤は館職に復任せられず、之に加ふるに青山、川口は書を水戸の史館に寄せて、史業を督促すること甚だ急なりしかば、水館の史員ますます不平なり、是に於いて青山等は水館の勢力を殺がんとして、二三の史員を江館に徙さんとせり、東湖は其姑息彌縫を惡み、辭職の念ますます切につひに大竹によりて其意を上陳せり、されど未だ何等の處分あらざるうちに、蒲柳多病の齊修卿は此時病篤くして命旦夕に逼れども、卿に子なく、繼嗣未だ定まらず、訛言飛語紛々として起り、人心恟々、一番の命運將に測られざらんとする時に會せり、

元 旦

東 湖

茅屋不妨容此身。雄心徒駭物光新。二十四年成底事。還慙赤壁奏

功人。

君臣恩義誓無忘。區々肯願膏兼梁。弱冠休笑漫慷慨。千古憂心在廟堂。

春夜香雪齋小集分岳武穆雄氣堂々貫斗牛句爲韻得貫字

談笑宴酣夜將半。悲歌慷慨幾敲案。青春不問管絃遊。白屋漫論廊廟算。一斗醇醪破幽愁。百年浮世歎羈絆。醉鄉到處獲封侯。何問楊州十萬貫。

第三章 烈公襲封の際に於ける東湖

哀公時代の水戸藩

德川齊修卿は文化十三年父武公の後を受けて水戸家八代の君主となり夙に英敏の聞えありて文事にも長せられし方なれど生來多病なりしかば一たびも國に就きしことなく藩

政は擧げて國老赤林八郎左衛門に打任せたりき。赤林は貪婪佞智の小人にして要路要職はすべて己の腹心股肱に授け鯁直忠誠の士ありて苟くも直言を敢へてするものあれば之に命するに墊居謹慎を以てせしかば世の常の習として赤林派の鼻息を窺ふものぞ多かりし。赤林は權威の盛なるまゝに夜々阿諛苟合の徒を集めて盛宴を張り淫聲亂舞に耳目の歡を罄くし恬然として恥づることなく江邸の家老榊原淡路守(照昌)と結托して永く其地位を保ち不義の富貴を樂めり。かゝりしかば奢侈風をなし淫靡俗となり用帑窘窮し賄賂公行し士民窮に泣くもの日に多きを加ふるに至れり。

烈公襲封の事情

齊修卿に異母弟三人あり曰く昶之助曰く敬三郎曰く銓之允昶之助君は讚州高松侯に養はれ銓之允君は水戸の支藩宍戸侯に養はれて各其家を嗣がれしかど敬三郎君のみは出で、他

家を繼がせられず、こは蒲柳多病の齊修卿が萬一の事あらん時其後を襲がしめんと父武公の志なりとぞ聞えし。敬三郎君は幼より聰明英武の聞え高かりければ心ある藩士も望を此方に屬せられしこと既に久しかりき。幽谷の如きも其一人にして嘗つて上書して敬三郎君を世子となさんことを齊修卿に請ひたることありき。卿の夫人峯姫(後に峯壽院夫人)といふは時の將軍家齊公の姫君にして卿に嫁がせられしより已に十餘年を経たれども未だ一子を挙げさせられざりき。さて文政十二年八月廿七日頃より齊修卿は脚疾を患へ日を経るに従ひ益重く頼少なくなりつるに繼嗣未だ定まらず、こゝに榊原淡路守は常に敬三郎君の英明を忌みしかば一方に於いては腹心の徒別所左兵衛、關十兵衛等と謀り敬三郎君を誣へて或は不弟なりとし或は羸弱事に堪えずとなし或は耳聾せりなどと傳へて君の襲封を妨げ他方に於いては閣

*水戸家初
代頼房卿

*
*
國老山野
邊主水正
の長子

老水野出羽守(忠成)に結び家齊公の庶子清水恒之允とて峯姫の弟に當れるを乞ひ受けて水戸家の繼嗣となし以て威福を恣にせんと工みぬ。この事うすうす泄れ聞えしかば青山量介は榊原に面し、正しく威公の系統にして其生母も卑しからざる敬三郎君の在るに將軍家の庶子を養ひて嗣となすは家康公の意に背反する所以を切論し、根本三十郎(仲徳)は書を水戸に飛ばして事體の容易ならざることを東湖及杉山千太郎(忠亮)等に報じ、山野邊兵庫(義觀)と同道して江戸に来るべしと告げぬ。十月一日東湖根本の書を得て山野邊の宅に到りて事情を語り家に歸りて同志川瀬七郎右衛門(教徳)、會澤恒藏、吉成又右衛門(信貞)及杉山等を招き共に與に南上せんことを議決し、山野邊を始め川瀬、會澤、吉成、杉山、及東湖の六人は其日の夜半過ぐる頃馬に鞭ち南の方江戸を指して馳せ上る。當時の國法に據れば許可を得ずして國境を出づるものは必ず

處罰せらるべかりしなり、今や六人法を破りて行く心已に決する所あるを見るべきなり。吉成は途中より馬首を班へして戸田銀次郎(忠敬)を訪ひて秘密を語りしに戸田も忽ち意を決して吉成と共に五人の後を追うて南上す。かくて山野邊等五人は三日の夕暮江戸に着し山野邊は小川町の自邸に入り東湖等四人は大塚の第に抵りて支侯松平大學頭(頼信)を見て敬三郎君を立てんことに力を盡されたと懇請し其夜三更劔客齋藤彌九郎が飯田町の宅に投せり。翌四日山野邊は小石川の藩邸に至り卿の病を候ひ且榊原に面して清水侯を繼嗣となすの不可を極論し厲聲劇色榊原をして顔色なからしめたる折しも大學頭出で來りて必ず敬三郎君を立てまゐらなければ速かに歸國あるべしと諭せり。此時に當り水戸の有志事の容易ならざるを聞き踵を接して江戸に上りしもの前後三十餘人、皆死を決し刃を奸臣に加へてなりとも必

ず敬三郎君を立てずんば止まじとの意氣込なり。この夜齊修卿竟に薨去ありしが五日未だ繼嗣の沙汰なく浮説従つて紛起せり。東湖等再び大學頭を見て速に敬三郎君を立て、人心を鎮められんことを乞ひぬ。六日に至りて始めて卿の遺書朶雲片々と題するもの、中に敬三郎を立て、嗣となすべきこと、葬を厚くすべからざること美號を贈るべからざることなどありと聞え且元老中山備前守(信守)は敬三郎君を水戸家の繼嗣となさんことを幕府に申請したりと傳ふるものありしかば有志の士始めて安堵の思をなし追々歸藩するものもありき。東湖と同行せし人々も亦江戸を去らんとせしが東湖は之を否なりとして曰く已に先君の遺言あり又元老の幕府に申請するあれば敬三郎君の立ち給はんことは略定まれり、さればいよく其允可せらるゝを見て歸藩するも晩からず、萬一其間に變を生せばいかゞすべきと、會澤、杉山は之

*翠軒の長
子杵所と
號す

を是なりとし東湖と共に留りて春日町の逆旅に在り、戸田、川瀬等は馬首を北にして下谷に到りける頃、小石川邸内の立原甚太郎(任)より急使を以て、異變あり事情測り難しと告げ來れり、是に於いて人心また恟々、歸途より馳せ返るものも多かりき。八日に至り幕府は敬三郎君を立て、嗣となすの命を發せり、邸内の士争うて之を寫し東湖等の逆旅に到りて之を示せり。有志の士悲喜交々生じ相見て流涕す。是に於いて人々皆明朝を待つて歸途に上らんといひしに東湖は之を排して曰く我等許可を得ずして國境を出でしは其罪固より輕からず、然るに滯留今に至るは君なかりし故なり、今や君あり、一刻たりとも茲に留るべからずと。川瀬は甚く東湖の言ふ所を是なりとし、同志三十餘人と直に逆旅を發して其日は葛西新宿に一泊し十日に到りて水戸に還りぬ。

東湖の言動

敬三郎君襲封のことたるや實に難かりしなり、内に

は奸佞の老臣ありて君の英明を忌み之を退げんとするあり、外には將軍家が其子をして水戸家を繼がしめんとする希望を抱き老中水野其意を迎えて斡旋するあり、斯る事情の下に在りては東湖等三十餘人の決死黨なからましかば齊修卿が一片の遺書はつひに其効力を失ふに至りたらむも知るべからず、されば敬三郎君の封を襲ぐを得たりしは全く三十餘人の志士が死を決したる覺悟ありしに因れりと謂ふも不可なからむか、さて又此時に於ける東湖の言動を見よ、東湖時に年僅かに二十四、三十餘人の中には東湖より年齒の長ずるもの固より多かりき、されど機に臨み事に應じて舉止其宜しきを得たりしもの東湖を以て最とす。川瀬の如き戸田の如き或は豪邁を以て稱せられ或は沈勇を以て鳴るもの、然るに彼等は卿の遺言と中山の申請とを聞きて大事成れりとし倉皇歸途に就き變ありと聞きて亦遽然馳せ歸りけるに、東湖

は事の落着するに及ばざる間は泰然として一步も動かざりき。事のいよいよ成就するや他の人々は明朝を待ちて歸途に就かんといひしに東湖は理に於いて然るべからずとなし直に江戸の地を去ることを主張せり。東湖年少尙能く事體に通じ義理に明かなること概ね斯の如し。かくて此年十一月十八日敬三郎君元服して從三位に叙せられ左近衛權中將に任せられ名を齊昭と改めぬ。卿時に年三十。尋いで宰相を経て中納言に任せられぬ。水戸の烈公と申して世に名高きは此君のことなり。

翌天保元年正月廿四日東湖等三十餘人は恣に國境を出でたるの故を以て逼塞を命せられぬ。されど幾もなくして擢用せられしもの多かりき。

無題

東湖

脱來生死關。相遇且開顏。一片丹心耿。雙行血淚漣。清狂君幸恕。顛沛我何患。好酌樽中酒。悠然見南山。

第四章 郡奉行在職中の東湖

水戸藩の郡制

齊昭卿封を襲ぐに及び最も意を民治に用ひ天

保元年四月領内七郡の奉行を更め、山口頼母を大里部の奉行とし、友部正介を石神部の奉行とし、田丸稻之衛門を濱田部の奉行に、川瀬七郎右衛門を紅葉部の奉行に、會澤恒藏を常磐部の奉行に、吉成又右衛門を大子部の奉行に任じ、東湖を以て八田部の奉行となしぬ。蓋し皆一時の選良なり。東湖の治むる八田は水戸より北六里許にして那珂久慈二川の間に在り地瘠せて民亦貧なり。そもく水戸にては初代威公の時領内

を分ちて南北中の三部となし郡奉行三人を置き其後一郡を増して四郡となし郡奉行四人を置きしが領内狭小なるが故に郡奉行の各部に出で、郡務を執りしことは未だ嘗つて有らざりしなり。然るに寛政年中第六代文公の時四郡の制を廢して十一郡となし郡廳を各郡に置きしより以來郡奉行は在廳して事を執ることゝなりぬ。其後十一郡を減じて九郡とし後又七郡となして以て齊昭卿の時に及べり。さて七郡の奉行各所に在りて應務を執り相會するは一年僅かに一再に過ぎざるを以て氣脈相通せずして各郡の處置矛盾すること少なからざりき。況して東湖等の郡奉行となりし時は舊來の積弊を一洗せんとし治務最繁劇の際なるに一疑議起る毎に七郡互に使を馳せて相與に詢らざるを得ず。是に於いて廻文通牒織るが如く繁くして事務澁滯の弊あり、よりにて七郡の制を廢して四郡の舊制に復し以て郡廳を減じ冗事を省き

奉行悉く城下に集り協心同力審議し熟慮して事を執るにあらざれば大に爲す能はずとの議郡奉行の間に起り、川瀬、最之を主張しつひに四郡の制に復せんことを言上に及びけり。時に七郡の僚屬、久しく其地に居り土を懷ひ安に狃れて變革を欲せざりしかば百計其議を沮みたりしが卿は斷然川瀬の説を用ひ天保二年四郡の制を復し南、松岡、武茂及太田の四郡となし會澤及友部を御用調役に、山口を目付に、田丸を勘定奉行に轉じ、川瀬を南部の郡奉行とし、吉成を松岡部の郡奉行とし、新に石河幹忠に命じて武茂部を治めしめ、東湖をして太田部を治めしむることとせり。太田部は其境久慈郡太田に起り、稲木、藤田等の諸村を経て久慈川に浜り南、太子及開田、金澤に至り西北、八溝山を限り廻りて東、生瀬、高倉を過ぎ天下野、洞の諸村に至れる區域にして地肥えて民も亦富み八田部とは正に相反せり。さて郡奉行は城下に在りて事を執ること

となりしかば東湖は八田より水戸田見小路の官舎に徙りぬ。

東湖の施設 東湖天保元年四月に八田部の郡奉行となり同き三

年五月に御小姓頭取に轉せしが其間郡政を掌れること二年餘なり其八田部を治むるや、弊事數件を改めたるのみにて慣例故格の事に害なきものは舊に依りて少しも變更することなく日々郡廳に出で、老吏と民政の得失を論じ少しく間あれば僚吏子弟を會して風月に吟詠し古今を談論して自ら樂みとし且自づと民俗吏風を敦厚ならしめたり。太田部の郡奉行たりし時は一般の施設に關しては四郡の奉行相議して畫一を期せしかば己の部内に特別の施設をなさざりき、唯茲に記すべきは部内の地三ヶ所＊を選びて常平倉を設け米價の暴騰急落を防ぎ以て民命を安んせんとせしことなり。其在職中すでに太田、大宮の二邑に之を設けぬ。當時東湖に詩あり、以て東湖が民政上の意見の一斑を窺

＊太田、大宮、大子、

ふべし。

＊東湖遺稿

＊觀太田村新倉有序

穀粟之於民政、急且大矣、其所以持糶糴之柄、制貴賤之權者、固不可不慎也、而世風澆漓、吏不知大體、遂使穀粟之大權舉而歸諸商賈、可勝慨哉、我公深憂之、其思所以矯之者、蓋不一而足、彪不肖亦竊體公之意、將有所施行也、迺與僚屬議其事、先築一倉於太田村、今茲辛卯七月起功、九月告成、彪適行視部下、過本村觀之、意爲欣然、惜見于詩、

碧瓦如鱗棟亦隆。新倉築得喜年豐。誰知巖邑城傍地。正是雄藩封內中。欲使寒民戴君德。豈無微力亮天功。何當儲蓄餘千億。常平還觀漢代風。

後年東湖常平倉設置の當時を追懷し説をなして曰く

常平之爲設、以貴糶賤糶爲主、其術如疎、而善觀時應變、則民大被其澤、公室亦不爲不利、而俗吏不知大體、動欲糶於賤、而糶於貴、何以異於姦商之爲、苟非其人、則道不虛行、信哉、

亦以て其常平倉に關する意見の大要を見るべし、東湖の眼中唯仁政ありしのみ。

東湖はまた能く部内を巡視して民情を察すること、を力めき、其巡視するに當りてや、飲酒を廢し、美味を避け、蔬食水飲して、唯飢渴を凌ぐに過ぎざりき、東湖曰く、われ部内を巡視し時に山河を跋躄して、俗塵を脱する思をなすは喜ばしけれども、父老われを導き、僚吏われに隨ひ、農夫耕を輟めて道左に拜伏するを見るを憾とすと、武士以外に人なしと思へる封建時代に在りてこの言を發せし東湖はさすがに東湖なり、彼の徒に吏權を弄し、諂諛を喜ぶ、褊狹固陋なる俗吏輩の夢想せざる所ならむ。

東湖が川口を責めたる言と右に擧げたる言とを對照せば、東湖の強者に阿らずして弱者を憐むの人たるを知らむ。

郡宰秋懷

東湖

迂拙本非通古今、感懷底事日沾襟、憂君兼處撫民地、爲吏猶存吞虜心、時弄弓槍代運甓、也吟詩句當彈琴、無情歲月何忽々、臥聽悲風鳴萬林、

郡奉行としての東湖は斯の如きものなりき、而して東湖が一方に於いて郡奉行の職を行ひつゝありし間、他方に於いて大に焦心苦慮せざるを得ざるものありき、そは此時に當り、藩士の黨争漸く政治上に現はれ來りしを以てなり、いでや黨争の由つて來れる事情を述べん、

水藩朋黨の起源

この書の冒頭に於いて述べたる如く東湖の

父幽谷は水戸の老儒立原翠軒を師とせしが出藍の譽いと高く才學識見負かに翠軒の上に出でたり。且翠軒は詞賦文章を好み所謂文學に重きを置きしに幽谷は之に反して經世濟民を以て學問の本義となし所謂實用の學を尊べり。其着眼する所互に異なるからは事に觸れて意見の衝突あるは免れざる所にしてつひに大日本史の志類編纂及大日本史の題號に關して大に相争ふに至れりしなり。そもく大日本史の本紀及列傳は義公薨後十五年即ち正徳五年(紀元二三七五年)に至り脱稿せしかば翌享保元年肅公は義公の遺志を紹ぎ志類編輯を史臣に命ぜり。爾來史臣は志類の編脩と紀傳の校正とに従事せしが安永七年(二四三八年)不幸にも彰考館に火ありて志類の草稿を燒失せりき。其後更に修志の業を起して翠軒は佛事志の編輯を掌れりしが其業の極めて難く容易に成るべからざるを見てしかば寛政元年(二四四九年)修志事業

*水戸家第
三代徳川
綱條

を中止せんと議を建て、曰く義公の本志は紀傳を修むるに在りて志類に在らず、修志は唯其餘事のみ而るに其餘事たる修志の業は極めて難く幾多の年月を費すにあらずば成る能はず、志類の成るを待たば既に成れる紀傳を公にするは何れの日に在るを知るべからず是義公の志を埋没して天下に顯はさざるものなり嘆すべきの至ならずやと。翠軒の門弟小宮山次郎右衛門(楓軒と號す)は、此議を不可なりとして曰く史體にしてもし編年體なれば志表なきも可なりといへども既に紀傳の體たる以上は是非とも志表なかるべからず、之を漢土歴代の史に徴するも紀傳ありて志類なきものは三國、南北、五代諸史のみ、是等は割據争亂の世にして禮樂制度の記述すべきものなればなり、赫々たる我天朝一姓相承くること二千數百年、其間禮樂典章の見るべきものはるかに堯禹に邁れり、いかにぞ志なかるべけんやと幽谷の意も亦之と

同じく脩史事業を繼續せざるべからざることを極論せり。又題號に就きては翠軒は肅公の時に定めたる如く大日本史とすべしといひ幽谷は之に反し朝廷もし賜ふに大日本史の名を以てせば可なれども自ら大日本史と稱するは私撰の書に於いて僭越なりと謂ふべし、宜しく史稿と稱すべしと論じけり。時の藩主文公は長久保赤水(玄珠)を召して志類編修に關する兩者の議論を聞き幽谷の説の理あるを見翠軒を退けて幽谷を用ひ志類編輯を幽谷に命せられしかば翠軒心陰かに平なること能はずこの時に當り翠軒の高弟中にて常に幽谷と意見を異にし又其才學の幽谷に及ばざりし故を以て幽谷を嫉むものあり幽谷を翠軒に讒せしかば、翠軒は幽谷を以て師に反噬するものとなしてつひに之と交を絶つに至りぬ。幽谷屢人を介して釋言せしめたりしも翠軒少しも聽かざりき。是より兩門に出入するもの疾視反目日に甚しきを加

へたり。されど當時猶未だ藩政の上に其形跡を現はさざりき。齊昭卿封を襲ぐに及ひ至公至平の心を以て兩門の徒を擢用し立原の徒よりは藤田主書を執政に小宮山次郎右衛門を側用人に友部正介を郡奉行に酒井市之丞を勘定奉行に任じ藤田の徒よりは山野邊兵庫を執政に戸田銀次郎を通事に川瀬七郎右衛門、吉成又右衛門及東湖等を郡奉行に任せり。さて又前章に於いて述べたる如く哀公の時に於いて國老赤林八郎右衛門、藩政を專にして紀綱弛み風俗壞れ士民窮に泣き財用乏を告げ水戸藩政の衰頹せる未だ此時より甚しきはなかりしなり。齊昭卿は久しく公子の身にて傍觀者の地位に在り能く藩内の事情を觀察せられしかば其封を襲ぐや舊來の弊風を一新せんとし先づ奸佞を斥け冗員を廢しまいたく奢侈を戒めて盛宴を張り美服を着くるを禁じたりしかば從來の弊風に感染し苟安を好める門閥家輩は卿の革新を

喜ばず動もすれば事を設けて之を沮害せんとするに引きかへ氣概あるものは一日も早く舊來の弊政を一新して善政を施されんことを希望して已まざりき。是に於いて暗に保守派と改革派とを生ずるに至れり。經世濟民を以て學問の本旨なりと信ずる藤田派は改革を主張せしに因り年來藤田派の敵手たる立原派は門閥家と合して改革を妨害せんとせしは數の免れざる所なり。立原藤田兩儒の學問の異同意見の衝突はここに至り一轉して藩政上に於ける黨争となりしこそ是非なき次第にして此後、年を重ねるに従ひ其軋轢ますます甚しく血を舐り骨を削るとも相已まざる勢を呈し義公以來二百餘年明治維新の事業に貢献する所少なからざりし水戸藩はあはれ其効果を收むる能はずして最後の功名を他人に譲らざるを得ざりしは全く是が爲なりき。

東湖と朋黨

東湖は夙に立原藤田兩門の徒が軋轢するを憂へて

之を調停せんことを力め立原甚太郎及小宮山等と往來し殊に甚太郎とは親交を重ね少しも隔意なかりき。文政十二年十月二十八日東湖が封書の中に

右奸臣御黜け被遊候迄の所も一向に御顧問の御相手無之候ては乍恐御心細き御儀に可有御座奉存候仍ては御國より可然人物一兩人も被爲召御指支の儀等一々御尋問被遊候は、御英斷の一條も御十分に分御届可被遊と奉存候其上鶴殿平七立原甚太郎杯も全く敵地の内に居候様なる勢にて存付候儀も十分に力を盡し兼候事に有御座候處御國よりも一兩人罷出候様相成候は、相互君子のつよみに罷成旁都合宜敷儀と奉存候……………

とあるにて東湖と甚太郎と同志の人なるを知るべく、また天保二年十一月三日の封書の中に

去春以來人物の御進退等悉く目を配り居候に有之其略を申上候は
 ば立原甚太郎御通事より物頭被仰付候儀御罪し被遊候様には不相
 見候得共正人を御除き被遊候御はじめに有之……………
 といふ、東湖が甚太郎を以て正人となし其君側より遠ざけられしを惜
 みたりしを見るべきなり、甚太郎も亦洒々落落の人なりしが上に父翠
 軒死に臨み、幽谷と我と交を絶つはと疎かりしも今となりては詮なし、
 幽谷の子虎之助は非凡の男なれば我亡き後は隔りなく交り相共に君
 公の御爲に盡力すべしと甚太郎に遺言せしかば甚太郎は父と父との
 確執を少しも意に介することなく胸襟を披きて東湖に交はれり、され
 ど兩派の争たるや其根底すでに深く二人の交情いかに親密なるも到
 底之を調和すること能はざりき、かゝる時に際し會澤恒藏、鈴木庄藏等
 は曾て哀公が企てたりける東藩文献志の未だ成らざるを惜み且藩政

*保守派をば
 改派をば
 目し呼べ
 狗一々天
 り申公名
 初義公西
 山に隠れ
 さに給ひ
 し頃執政
 藤井太
 夫を申が
 權を專に
 ひ威を奮
 る極めた
 企存せし
 に御家中

を振作せんには祖宗の典刑を脩め人をして向ふ所を知らしむるに若
 かずとて乃ち東藩文献志の再修を建議し許可を得て史局を城中に設
 け會澤、鈴木等文献志掛を命せられ史館總裁代役杉山千太郎及史館勤
 石川久次衛門之を督し官府の古記録を搜索して文献志の編輯に従事
 せり、改革派に屬する僚吏も時々史局に往來して歎話せしかば保守派
 の人々は之を以て天狗派の密議を凝らし秘謀を運らす所となし、家老
 岡崎采女は江邸の目付方と謀り史局は朋黨の巢窟なるよしを陰かに
 言上に及びければこの年十月廿九日文献志編輯を中止し會澤の御用
 調役を免じて小納戸列史館總裁となして閑職に就かしめ原田善衛門、
 荻次郎兵衛、鈴木庄藏の奥右筆を免じて交代馬廻となし以て樞機に與
 るを得ざらしめぬ、是に於いて奥右筆局に残れるものは頭取にて松崎
 新八郎、河津安介、平勤にて深澤甚五兵衛、尾羽平藏、小田部長太郎なり而

是が爲に
たふされ
されど
が類を
成て悪
助く者
はたす
かたす
義の心
に藤井
に從は
るもは
押名付
せし申
天功の
天録に
天目か
狗目か
源名目
東湖封事

して、匪直なる深澤を除けば、餘は保守派に屬する人々にして、多くは碌々の徒のみ。然るに深澤も亦將に其職を免せられんとすと傳ふ。是實に高材逸足の士を樞府より一掃すると同時に、改革派に一大打撃を加ふるものなり。

東湖等四人の郡奉行は、是眞に「中興成否の一大事」なりと思ひ協議して、一封の書を認め、之を江戸詰通事戸田銀次郎に托して、齊昭卿に呈し、又家老中村與一左衛門を訪ひ、直言する所ありき、されど四人の清議容易に貫徹すべきやうなかりければ、是より驛使の江戸に到る毎に封書を上りて、會澤等の冤を辯じ、君子を進め、小人を退けられんことを乞ひしこと、幾回なるを知らざりき、其書多くは載せて、東湖封事と題する書に在り。今茲に一々之を擧ぐるの煩を省きて、大意を左に述べん。

小人は兎角御改正を喜ばず、いかにもして之を妨げまゐらせんとす

れど、志あるともがらはいづれも熱望して、已まざれば御封内の人氣もやゝ引立つて相見え候處に、此度會澤、鈴木、原田等の人々を御除き被成候に就ては、一旦芽を出したる正氣は、忽ち挫折し、小人は時を得て跋扈致すべく候。一體當今の執政杯は御改正を喜ばず、この故に其下に在る奥右筆方、御改正を專一に心得候へば、執政の意に逆ひ、竟に恒藏等の如く除かれ候ては、御家中一統自然と趣意申立候もの無之。原田、深澤の如く剛直に致候ては、身の爲悪しく候故、松崎、河津杯の如く執政の言ふがまに、相勤候方宜しくと覺悟致候やうに相成候ては、折角思召たゝせられ候御改正は、御遂行相成らずと奉存候。四人の者御除き被遊候ても、不相替御善政御施し被遊候は、總體の勢には指支無之筈のやうには候へ共、すべて物事には響合と申すこと大切なりと奉存候。當今御家中の勢は、凡四通程に相分れ申候。第一は偏

に御改正を希望致候もの、第二は自分々々退けられ候より御改正を嘲るもの、第三は一己の見識とてはなく世の風次第にて動くもの、第四は御相續以來罪を蒙りて退役致居るものに御座候。第一の中にも厚薄の次第は有之候へ共是は國事を憂ふること一家の如く至つて忠直のものにて會澤等四人は即ち此中のものに御座候。然るに執政中村與一左衛門杯は愚臣供が恒藏等を庇護致して彼此辯論仕候やうに考えられ候へ共決して左様なる譯には無之、全く御改正を喜び候ものを御除き相成候ては總體の勢いかゝあるべく此先の御改正覺束なきこと、憂苦罷在候故に御座候。

といひて、其言聽かれざるに於いては四人一同袖を聯ねて職を辭せんとの事なりき。卿亦時に四人の中に手書を下して君子は余が愛する所なり、小人も余が養ふ所なり、されば一視同仁の心なくては叶はざれど

己の趣意を通さんとして家老等に衝當るものは其儘に差置かば政治は出来ぬものなり、會澤等の轉役免役も是非なきことなり、よくよく一朝の怒を抑へて各職務を盡されよ、かくても職を辭せんとならば余も亦隠居すべしと慰諭せられぬ。是に由りて觀れば改革派の人々は保守派の因循姑息を憤りて自己の意見を行はん爲に時に或は直言し或は抗論せしこともありしならむ。又家老輩は之を以て長官に反抗するものとなして卿に言ふ所ありしなるべく、卿も亦改革派の人々の言動は要するに政治を紊すものなり、政治の改良を圖るには各其職分を守ることを善けれとの意見を抱きしや疑なし。天保三年正月郡奉行に與へられし卿の直書に

近年の郡官共は學力も有之才氣も凡人には無之趣追々令承知候間
定めて育子の世話なども行届き潰れ百姓も無之事と見えたり寅卯

天保元年
天保二年

回天必力

兩年の指引一覽致度候尤虚數にては無用なり

とあり東湖はこの書の眞意を推測して左の如くいへり。

かくの如き御直書あるは去冬以來流言紛々郡宰は職を罷らるべし
 とて潰れ百姓次第々々に増加するなど、俗子輩喧然として流言せ
 しゆゑこの事御聽に達したるなるべし扱又其方共何程郷中の事を
 預け置ても一年や兩年にては行届きがたかるべし寡人も中々急に
 一國の政事行届くはづはあるべからず依つてはまづ樽俎を踰えて
 國家の政事を議せずとも第一に職分の郡務を勵むべきとの御深意
 にもあらむか

齊昭卿の手書には明かに皮肉の文意を含めり又東湖の推測は大要誤
 りなかるべきも是亦聊か邪推の點なきにあらず皮肉と邪推、是兩者の
 間に融合貫通せざるものありしを證するに足るべく、兩者相信するこ

回天必力

と當時なほ未だ之有らざりしを見るべきなりこの月下旬深澤つひに
 職を免せられしかば東湖は最早口舌を以て争ふべからざるを知り病
 と稱して出でず(二月十六日)齊昭卿書を川瀬に下して東湖を諭さしむ
 東湖其書を見て又推測を下していはく

四月朔、川瀬へ御直書來る大意は余病と稱し引込たるも既に御耳に
 入たる由にて随分加養精勤すべしとの御意にて一體郡官共の心得
 不宜國事を揉敗するやうに思召たる御文面なり又監察府へも諸事
 示合せ人氣を動かし術を以て身の立身等を希ふやうに思召たる氣
 味もあり恐察するに友部、酒井等の説御聽被遊先入爲主右の如き御
 見識になりたると見えたり

友部、酒井は保守派にし當時卿に親近せり卿が彼等の説を傾聽せしは
 東湖の言ひしが如し東湖は酒井、友部の徒が讒誣を逞うし卿をして郡

奉行等の意志行動を疑はしむるに至りたるものと見てしかばいかに
卿の慰諭あるも出で、事を視ざりき。是に於いて朋黨比周の論いよ
よ熾になりぬ。五月十一日に至り事情を訊問する所あらんとて卿は川
瀬石河の兩奉行を江戸に召寄せたり。二人は友部、酒井と席を同うし卿
の面前に於いて會澤の轉役せられし事情、東湖の出勤せざる理由さて
は家老輩の頑愚なることなど憚る所なく言上に及びけり。されど友部
酒井等の之に對する辯論も相應の道理ありて容易に落城の模様見え
ず舌戰數日に及びしが卿は竟に事體の眞想を觀破せられ、この月廿九
日東湖を以て江戸詰通事となし鈴木庄藏をして代りて郡奉行たらし
め會澤の格を進めて通事列百五十石となし原田、深澤、荻なども亦それ
ぞれ任用ありき。

杜門懷古

東湖

一間茅屋一瓢貧。三尺雄刀七尺身。憂國叨招衆人謗。杜門空負百
花春。從來志願非温飽。遮莫胸間多苦辛。賴有杜康能伴我。陶然
日作醉鄉賓。

第五章 通事及御用調役在職中の東湖

通事と東湖 東湖、天保三年五月廿九日通事に任せられ七月一日

江戸の官舎に徙りしより同六年六月廿六日に至る滿三ヶ年間通事を
勤めき。通事とは即ち御小姓頭取にして常に君公に昵近し君出づると
きは扈從し、寢ぬるときは宿直しまた衣紋猿樂杯の事を掌るが其職務
たりしなり。殿中の坐作言語はそれごとく一定の法あり衣紋猿樂のこと
亦特別の業務に屬す、東湖が通事となり自ら「用心尤苦」といひしはさも

*回天詩史

あるべきことなりかし。

東湖烈公の竟見不合

さて齊昭卿は川瀬、石河等の言を聴き悟る所ありて一旦貶けたる改革派の人々を挙げ用ゐたるは前章に述べたるが如し。されど此時なほ顯要の地位に在りて樞機を掌れるものは保守派の人々にして彼等は改革派を目して上官に抗論して命を用ひず政治を非議して職を怠るものとなし、屢之を以て公に言ふ所ありしかばこの年七八月の交、改革派中の錚々たる跡部彦九郎、山國喜八郎はつひに退けらるゝに至れり。川瀬は此處置に平かならず病と稱して出でざりき。東湖は卿を諫めて、君には今以て有志の輩が黨を結びて政治を非議すとの御疑念を懸けさせらるれども御家中の面々みなく中道の賢人君子ばかりにも無之、我思ふ所を述べんとすれば勢、上官に突當るものも可有之されど其者等を御除きありては御政道は半途に

て蹉跌致し候はん、必竟近來は御相續の砌と違ひ下情上通せざる故と愚察仕候。折角非常の御英斷を以て來春御在國あらせらるべき處に上の御爲を思ふ者を御除きありたる上にて御在國あらせられ候ては一體の響合如何あるべく、何とも残念至極に候。主意人残らず御除きなさるゝもまた七郎右衛門など御起しなさるゝも御決斷一にて陰陽泰否の一大機會を生ずべしと言ひけり。卿は之に對して、人を知るに宜しと思ひて上書を奨めたるが兎角水戸杯にては重役を言伏する事などを好むは困つたものなり。家老の權落ちて平士の權強くなるは上書に在りと思へば上書も以ての外なりと言ひて、自己の主意を貫かんが爲に上官に激論するを不可なりとせり。東湖は押返して、萬一言路洞通を御加減ありては人々の意見はますます取繕ふことに相成り本性を顯はし兼候思も可有之、また家老の權軽く平士の權重くなるは上書故との趣

*夫人は卿
の同母姉
なり

御尤なれども、言路塞り候はゞ家老の權重く人君の權輕く罷成候は古
今同一の事と苦心仕候。さりどて不敬無禮の上言までも宜しとは申さ
ず候と論じぬ。幾もなくして卿は跡部を榮轉せしめ川瀬を關白鷹司政
通夫人の傳となして京都に遣はされけり、保守派の人々は川瀬が處罰
せられずして轉職となりしは此上もなき果報なりといひ、改革派の人
人は否々かゝる人こそ藩中に在りて力を盡すべき時なるに京都に遣
はされたるは遠島同様にて國家の爲に惜むべき極みなりどて眉を顰
めき、亦以て兩黨の反目疾視の一端を想見すべし。さて齊昭卿と東湖
どが斯の如く意見の異なるは必竟するに兩者の位地の異なるより起
りしものにて、卿の方より見れば平士が家老杯の上官に抗論して我意
を貫徹せんとするはたとひ國家の爲なりとも秩序を紊すの恐あれば
之を看過し難しとなし、東湖の方より見れば上官に對して直言抗論す

るは各信ずる所を行はんが爲なり然るにもし直言の士を除かば一藩
の正氣は何によりて維持すべき一藩の正氣を維持する能はずんば中
興の治いかで望むべきとなし、も共に多少の眞理を含めり。兎に角東
湖が己の見る所を以て正道なりとし君の過を匡正せんとして少しも
回避する所なく直言憚らざる、齊昭卿は又己の見る所悉く誤れりとな
さざるも尙年少氣銳の東湖を容れて其才を用ゐたる、共に多とするに
足る。兩者の間に敬愛の情油然而として起りしはそもくこの際に在り
しならむか、今事實に就きて之を見む。

烈公東湖意見の合一 齊昭卿は神州の大道が儒教傳來以前

すでに儼乎として存在せるを認め所謂神道者流の怪しげなる陰陽五
行の説を以て神州の大道に附會するを嘆せられ、久しく煙晦せる神道
の本領を發揚して人心を正すことを期せられしかば天保三年十二月

東湖等に命じて「敬神錄」を編輯せしめらる。然るに卿の卓見の在る所を知らずして神道書編纂を以て無益の業とし陰かに非議するもの多かりき。獨り東湖は

*東湖封事

神書取調の議も實は同役始其他も皆無益なる御儀と存候本草蘭學等も無益なることを御はじめ被遊候上に又無益の神道など御始被遊候様に相心得、愚臣抔も御免奉願候て可然事の様に申候向も相見え所詮眞の咄は出來兼候間まづよき程に挨拶仕り居候事に御座候是と申も畢竟神州の大道儒佛の爲に蔽はれ候て今は禰宜神職の祝詞を讀候許を神道と心得候様成行候ゆる儀と嗟敷次第に御座候是等の儀一人として物語可仕人も無之乍恐格別の尊慮のみあてに仕内心に楽しみに罷在候

と言ひて滿腔の同情を卿に表せり。又東湖が一生の目的とせし所は「稽

古徵今、發明神聖之大道、尙武右文、鼓舞天地之正義」といふに在るを以て見るも兩者の意氣相投合せしを知るべきなり。

烈公の北地經營と東湖 齊昭卿夙に眼を北方に注ぎ嚴寒荒

蕪の地、人の棄て、顧みざる處に向つて大經營を施さんとする志ありき。抑水戸にては義公早く既に北地の經營を思ひ立ち屢人を遣はして地理産物を踏査せしめ元祿年中快風丸といへる大船を造りて北海に向はしめたることありき。されど當時造船航海の術未だ開けざりしかば義公の雄志もつひに之を果すこと能はずして已みにき。義公薨後五十年を出でざるうちに露船我北海に出沒し明和年間得撫島を抄掠して去りしことあり其後寛政五年露船我漂民を載せて松前に至り文化三年露人樺太に寇し同四年には擇捉島を侵したりき。されば寛政の頃よりして天下の有志は北門の鎖鑰を忽にすべからざるを悟り或は書

*
回天詩史

を著して有司の惰眠を警醒せんことを力めしものあり或は躬其地を踏みて山河の險夷氣候の寒温を探查せしものありき。幕府も露人の我北地に意あるを見てや、警備する所ありしも當時未だ大經營を北地に試みんとはせざりき。時に齊昭卿思へらく「蝦夷地は北門の鎖鑰なるに而かも之を一小諸侯に委す、諸侯亦之を商賈に委し以て互市推場の利を貪る、今鄂夷すでに府をカムサッカに開き又進みでウルップに據り其先鋒すでに我エドロフの北に逼れり、萬一稍蠶食して蝦夷を併呑せば松前ははや其府庫を失ふ、松前守らずんば三厩の外皆敵國たらん、是其禍豈邊海を窺窺するものと日を同うして語るべけんや」と。因つて蝦夷地經營の策を講ずるや久し。且哀公の時に國用不足を生せしかば卿の時に至りては窮乏甚しく殆んど如何ともする能はざるにより家臣は増封を幕府に請願せんとの議を建てしに卿の曰ひけるは今日諸侯の

有する封土は祖先の功勞によりて與へられたるものなり。われ親藩の大守として尺寸の功なきに國用窮乏の故を以て増封を請は、何ぞ訓を三百諸侯に示すことを得べきぞ。増封を請ふよりも蝦夷地開拓の許可を得て彼地を經營すること國の爲將た家の爲なれとて、天保五年九月廿三日書を時の閣老大久保加賀守(忠愨)に呈して北地開拓の一日も忽にすべからざるを論せり。其封書は卿自ら起草し東湖をして訂正せしめ數回の審議を経て成りしものなり。そも、北地開拓の議は全く卿の胸中より出でしものにて、蝦夷地を開拓するには多數の人を要す、多數の人を招かんには彼地に天下一の大遊里を設くべく、大酒屋をも置くべし、將た劇場をも設くべし、男女の育子館を設けて父母の養育すること能はざる子女をばこゝにて養育すべく、又本土の強健なる男子と蝦夷の婦人と結婚せしむべしなど人の意表の外に出でたる殖民策

*東湖封事

を案出せられければ水戸の有司はいづれも唯卿の偉略に驚きしのみ。然るに東湖はいたく卿の遠圖長策を賛して『事の成否は格別の儀、右御書付のみにても後世に至り拜見仕り候は、英略偉業千古に傑出し給ひ候御儀を想像仕候儀に可有御座奉存候』と言ひまた後年の詠歌なれども

玉鋒のみちのく超て見まほしき蝦夷が千島の雪の曙
とよみて同じ志を似されたりき。

烈公の教育主義と東湖

齊昭卿は藩政を視察し之が釐革を計らんとて天保四年三月藩に就かれき。かの有名なる弘道館の建設を計畫せられしは此時にして卿には神道儒教を調和し神儒一致の主義を以て館の綱領とせんとの考を抱かれたり。東湖此時江戸に留りけるが書を上りて卿の意見を賛して曰く

*東湖封事

*二百年來文運開け候丈には其弊も追々相募り神道と申候ても唯一
兩部古學と立別かれ國學と申候ても種々立別れ漢學も右に準じ一
端ならぬ末の末に相成候は、更に致方もなきありさまに可罷成と
甚だ嘆敷次第に奉存候仍ては最初尊慮の神儒一致の學校御建立に
罷成和學の漢學のと申すこと無之た、學問と唱へ候様なる風俗に
相成其學問と申は誰にても神州の道を本に仕り周孔の道を以て之
をたすけ候様に相成尤其内に人の才により歌よみ詩章禮樂書數等
一方にすぐれ候人も出來文も武も皆君の爲に仕候様心得君の爲に
仕り候はやはり神國の爲と諸藝諸道皆一本に歸し候様仕度ものに
御座候

水戸學

齊昭卿自撰の弘道館記の中に『我國中士民、夙夜匪懈、出入斯館、奉神州之道、資西土之教、忠孝無二、文武不岐、學問事業、不殊其效、敬神崇

儒、無有偏黨、集衆思、宣群力、以報國家無窮之恩、則豈徒祖宗之志弗墜、神皇在天之靈、亦將降鑒焉』といへると右に挙げたる東湖の意見と符節を合するが如く少しも杆格する所なきを見るべし而して世人の所謂『水戸學』の骨髓は即ち茲に在り。

書 懷

東 湖

來往風塵三十春。功名毫不屬斯身。自嘲今歲尙無立。鐵面丹心僅偉人。

御用調役と東湖 かくて天保六年六月東湖は通事より御用調役となりぬ。御用調役とは奥右筆頭取の上に立ちて其事務を監査する職なり。奥右筆頭取は奥右筆局の長にして若干の奥右筆を指揮し執政、年寄等の命を受けて政令及任免を掌れるなり。

佞臣の免黜と東湖の進退

天保七八の兩年打續きて海内

一般に五穀登らず中にも關東の諸國は殊に甚しく餓孳路に横るといふさまなりき。齊昭卿は少くとも吾領民を飢いしむべからずとて令を郡奉行に下して賑恤せしめ卿自らは夫人と共に饘粥を啜り時に或は晝飯を廢せられしなご心を痛められしこと大方ならざりければ郡奉行等も亦能く卿の意を體し或は稗倉を闢き或は富豪を諭して救済に力を盡しければ凶饑二年の間水戸領内の人民は一人として餓死したるものなかりきといふ。さて荒凶斯の如く甚しかりしかば翌天保九年十一月卿は大英斷を以て士大夫の俸祿の一半を減じければ陰かに不平を抱けるもの少なからざる所に其翌十年令を下して、學校を建て經界を正らし兼ねて兵馬の整否を視察せんが爲に國に就かんとありければ巨室世家の軍用に乏しきものは罪を獲んことを畏れて卿の就國

を遏めんとし番頭岡崎采女、伊藤主殿、額田久兵衛等相謀りて同臭味の徒を語らひ上書して、去年士人の俸祿を減せられしかばいづれも安からず思ひ居たるに今又御就國ありては職事繁劇となり冗費も少なからず従つて君を怨み奉りて離心解體致さんは必定なり從來の如く俸祿の全體を給せられ候はゞ兎も角なれど只今の所にては御就國御中止然るべしいひ家老藤田主書、同中村與一左衛門も其議を右ければ其勢中々に強く江邸の家老共之を抑制する能はず其旨委細卿の耳に入れけるに卿の聰明なる忽ち彼等の内情を看破して大に怒り、小人ども比周して君を要するは不届至極なりとて十一月廿七日岡崎采女等の職を免じて其祿を削り藤田主書の職を罷められき。さて其處罰せられし重なる人々は多くは保守派に屬せるものなり。保守派の勢是に於いて一頓挫を來せり。東湖は江邸の執政に向ひ、此度のこと君公の怒り

*奥羽日々新聞所載
無名氏水藩黨史

給ふは尤の事なり、されど君公の御耳に入れざりしならば怒り給ふことはよもあらし而るに君公の御耳に入れしは江戸の有司に候はずや、今水戸の有司は罰を被れるに江戸の有司のみ晏然として其職に居らば水戸の有司に對して何の面目あるかと論じけり。執政等は事に本末輕重あればとて東湖を慰めたれども東湖心に安ずる能はず自ら罪を引き職を辭せんと乞ひぬ。依つて職を免せられ先手物頭の列を以て史館編輯に充てられたり。ある人は東湖の此舉動を評して、東湖は機敏の人なるが故に依然として職に居らば世臣巨室の怨を買はむことを早くも見て取りしかばかくは引退せしならむといへり。されど余の見る所を以てすれば東湖の此舉動は世臣巨室の怨を買はんことを畏れたるより出でしにあらずして保守派の重立ちたる人々の處罰せらるる際に當り改革派の領袖とも中堅とも目せらるゝ東湖にして依然其職

に居らば兩黨の反目疾視すすく甚しきを加ふるに至らんことを畏れたるより出でしならむと思はるゝなり。

天保十一年正月卿大に人材を擢用し鶴殿平七、戸田銀次郎を家老となし武田彦九郎、結城寅壽を若年寄となし今井金右衛門を用人となし而して東湖を以て側用人となせり。右の中保守派に屬するものは結城一人のみ他は悉く改革派の人々なり、是に於て改革派の勢頓に振ひ従つて東湖の得意時代も亦來れり。東湖時に年三十五。

東湖の風采

熊本藩の名士横井平四郎(小楠)が始めて東湖と相識りしは東湖が御用調役在職中にて江戸の藩邸に在りし頃なり。横井が東湖と對談せし模様は横井自ら筆録して遊學雜誌に收めたり。その一篇は當時東湖の風采言語舉動を寫してさながら東湖を目前に現出せしめたらんが如く思はるれば左に掲ぐ、

横井 小楠
東湖 評

水藩藤田虎之助を訪此人久しく名を聞當時しらべ方元締と云役也其人辯舌爽に議論甚密學意は熊澤蕃山湯淺常山杯にて程朱流の究理を嫌ひ専ら事實に心懸たる様子なり從來水戸士にて八年前より江都に詰きり近日の内に御用にて暫く下る由の咄なり先年中納言様齊昭卿御家督の節山の邊兵庫を介抱し江戸に上り大事を定し事は其藩士の著せし龍宮夢物語に委しく徧く世人の知る所なり我が訪し時は未だ退公せずして、暫待し内に歸り直に應對極神速なり布の肩衣奈良の古帷子葛の袴脇差は鐵金具にて木綿糸を太刀卷に卷き欄は皮包なり當年三十七歳三十四歳の誤り色黒の大男中々見事なり都下花奢の風を嫌ひ専武事に心懸け公務の暇には藩中の子弟を引立尤鎗劍に達したる由なり中納言様思召格別にて此春の頃百石の増加へられ席も被進たるなり當時諸藩中にて虎之助程の男は少か

る可し先年の凶荒水戸に限り三年の貯有りて其民流亡に至らざる
こと風説を承りしは虚説なり虎之助咄に其節は極々の難澁にて僅
に國民の餓を免れたる迄なり必竟仙臺杯にすれば天災も薄くして
少しは五穀も出来たる故に兎や角と押し凌しなり當秋も不作なれ
ば一切の手當も不付今より上下氣遣するとの咄なり
東湖が初對面の人に向つて應對の神速なる、胸襟を開きて凶荒の當時
を語れる、衣服刀劍の質素にして飾らざる等、其風采言語の凡ならざる
を見るべし是より以後東湖と小楠とは隔りなく交りぬ。

貧甚鬻劍一把書一筐戲作

東湖

擊劍十年讒護身。讀書萬卷不醫貧。倘教書劍解言語。應言頑迂舊
主人。

無題

窮通無喜愠。用捨有行藏。月前一壺酒。興味爲誰長。

第六章 側用人在職中の東湖

烈公天保の改革

齊昭卿襲封の當初より一藩の弊風を革新し

天下をして之に則る所あらしめんと希望を抱かれ封内に令して奢
侈を戒め淫樂を禁じ力行を勵まし武備を脩めしめ事業や、其緒に就
けりといへども文政十二年の冬封を襲ぎてよりこゝ天保十一年の春
に至るまで滿十年、其間國に就きて親しく政治を視察せられしは天保
四年の三月より同五年四月に至る滿一ヶ年のみなりければ未だ大に
其懷抱せる經綸を實地に施すこと能はざりき、學校を興して文教を振
作し經界を正して農政を整理せんこと、是卿がかねてよりの志にて屢

水戸の有司に謀る所ありしも江水地隔りて事情通せず徒に文書の往返を重ねるのみにて果々しきこともなかりければ卿自ら國に就きて事に當るに如かずとて幕府の允可を得て天保十一年正月十三日江戸を發し同十六日水戸に着せられぬ。是より後天保十六年五月謹慎の身となるまでは水戸に在りて學事に武備に農政に將た風教に日夜心を碎かれ孜孜として唯及ばざらむことを恐れられしかば百事頓に舉り海内翕然として其治を欽慕せざるものなきに至れりき。今其重なる事業の二三を述べん

弘道館創設 卿が學事に力を盡くせしは一にして足らずと雖も中に就いて最重なるものは誰も知る如く弘道館創立のことなり。抑水戸藩に在つては義公以來修史に一藩の力を注ぎ學士を招聘し學者を養成せられしかども藩中の子弟を教育すべき藩立學校といふものは

*
常陸帶
*
顛天錄

卿の時に至るまで未だ曾てあらざりしなり。卿は襲封の初より學校建設の當世に缺くべからざるを思ひしばく有司に謀られけるに進取の志あるものは固より卿の盛意を贊助せるも舊風に安んずる固陋の徒は之を妨げんとしけるが卿は斷然意を決し天保十年に至り水戸城外南三ノ丸と北三ノ丸との間を學校建築地と定めすでに土功を起ししが同十一年國に就かるゝに及び親しく工事を督せられ翌十二年八月に至りて功竣りぬ。名けて弘道館といひ文學、兵法、禮樂、書、數、弓、馬、槍、刀を授け家中の士は戸主たると子弟たるとに論なく十五歳以上のものは皆こゝに入りて學ばしめき。當時士たるもの『行跡だに慎みなば文武はさのみ勵まずとも苦しかるまじ』といふもの多かりし時に當りて大木木を興して學校を建て『ありてよいならむかしの殿様なさるであろふなくても濟たる弘道館諸人困窮の基也』といへる世臣巨室の怨言を

排して少壯の徒を激勵し鞭撻して國家有用の材たらしめんことを力められしはさすがに卿の果斷なり。

弘道館梅花

東湖

疎影斜透講武場。奇香暗入讀書堂。君恩培養如林士。勿使梅花獨擅芳。

烈公之武備

卿が武備に力を盡されしことも亦人の能く知る所ならん。卿嘗て言ひけるは今や海内無事なりとはいへ外夷は何日如何なる場處に寄せ來らんも知るべからず、且近年氣候不順にして米價貴ければ流賊暴民の蜂起せんも測り難し、武士たるものは治に居て亂を忘るべからずとて天保八年二月十二日後樂園の琴書亭に家康の遺物を陳列し之を拜觀するを名とし卿を始め家臣何れも甲冑を帶して武

小石川邸内に在り

事を練習せしことありき。世の人は怪しげなることをせらるゝ君かなと思ひけるに數日を経て大阪に大鹽平八郎の亂ありしかば遽に武器馬具を整うる諸侯ありて狼狽の體なきにあらざりしも水戸藩は平日兵器を整へたればかゝる醜體を現はさゞりき。是に於て世人は未だ雨らざるに先だち牖戸を綱する卿が志を感じたりしとぞ。天保十一年國に就かるゝや、其年三月廿二日水戸城内千束原に於いて兵馬の調練を施行し爾後毎年三月之を恒例とせり。水戸の逐鳥狩とて一時世の耳目を驚かしゝは即ち是なり。卿又最意を海防に注がれ是より先天保七年多賀郡助川に堡寨を築き山野邊兵庫をして之を管せしめ同八年には同郡友部、大沼の兩村に先手同心頭を置き那珂郡湊村に水手隊を置きしが十三年にも鹿島郡磯濱村に先手同心頭を置きて孰れも海防に備へしめき又海防の用に供せん爲多くの巨砲を鑄造せられしも其數未

だ十分ならざりしかば非常の英断を以て群議を排し銅佛梵鐘を鑄て以て巨砲を製造したりしが如き其苦心を察すべきなり。大船製造の建議をなし、も亦海防の爲なりしかば幕府の制禁なればとて遂に採用せられざりき。

烈公の農政

齊昭卿が心を民政に用ひられしは言ふまでもなきことなるが最苦心經營せられしは田畝の經界を正されしこと是なり。そもく、水戸領の田畠は寛永の末年威公が丈量檢定せしまゝにて二百餘年を経たれば古は上田と稱せられしものも今は下田となりたれども元の如く上田の租税を納めざるべからざるものあり、また畠地を水田となせしものもなほ畠地と稱して畠地に對する租税を納むるあり、或はまた富者の貧民より土地を買入るゝに當りては十石の收穫ある土地も三四石の土地として之を買入れ三四石の收穫に對する租税

*貧者は急
迫の餘
土價を以て
地を富

者に賣與
す

を納むるのみ、然るに元來十石の土地なるを三四石の土地として賣與したることなれば六七石に對する租税は元の所有主たる貧民より納めざるべからず、されば貧民は耕すべき土地なくして租税を納めざるを得ず、是に於いて富者はますます富み、貧者はいよいよ貧しく成り行き貧富の懸隔實に甚しきを致せしなり。卿は公子の頃より農政に關する書を精讀せられ事情を明にせられしかば襲封の初より經界の改正を郡奉行に謀られたり、郡奉行等も卿の盛意を諒知せしといへども二百年來抛擲したる事業に着手することなれば民心を收攬したる上ならでは容易に行はれ難き事情もあれば時機を待つに如かざるよし言上に及ばれしに、卿にげにもと思ひて十年が程は専ら仁政を施され百姓を惠まれしかば農民の卿を尊信すること年毎に厚きを加へたり、時こそよけれどて天保十年土地改正を幕府に請ひて其允可を得てしか

ば水戸の有司に命じて其業を始め翌年國に就かせらるゝに及び時に自ら風雨を冒して有司を督勵し五年を経て其功畢り土地兼併の弊を絶たれき。其方法の詳細はこゝに述ぶる要なければ省きつ。

烈公と社寺

卿が風教上に力を用ひられしは襲封の初美服を着し三絃を彈ずるを禁せられしにても其一斑を知り得べしといへども卿が寺社に對して一刷新を加へられしは風教を維持する上に於いて最力ありしなり。そも、水戸にては義公の時風教を正し民費を省かんが爲佛寺二千八十八、淫祠六百十三を毀ち由緒正しき神を崇めて一村の鎮守となし士民をして尊神愛國の念を盛ならしめき。然るに年を経るに従ひ破戒不律の僧侶漸々多きを加ふるに至りければ齊昭卿は惡僧を沙汰し無用の寺院を廢せんとて僧侶にして還俗せんとするものをば之を許して農民となし頽廢して再び修理し難き寺院は之を毀

ち同宗門の寺院にして處々に散在せるものは之を合して一となし神社に對しては廢れたるを興し絶えたるを繼ぎ以て神明を尊崇する誠を致しまた神佛混淆を非理なりとし水戸常磐山なる東照宮には僧侶の奉仕するを禁じ、ひとり社家をして之に當らしめき。

烈公天保の改革に對する評

齊昭卿が施行せられける天保の改革に就きて重大なるものを擧ぐれば實に右の如し、而してこの改革たるや世態に考へ國情に照し其利害を察して實施せられたるにあらざるはなし。徳川幕府創立以來すでに二百餘年、士人各其職を世々にし智者といへども容易に逸足を伸ばすを得ずして愚者なほ高祿を食むことを得る世の中なれば智者も愚者も自ら勵むことなくして惰眠を貪るが常なりき而るに當時邊海波穩ならず風雨將に大に至らんとす此際に當り一方に於いては人材を養成し他方に於いては海防を

*福地櫻痴
氏
「幕末政
治家」

整備するは眞に天下の急務ならずや、水戸藩にては百餘年來農政紊れ
て租税擧らず、土地兼併の弊繁くして貧富の懸隔甚しきを致せり、され
ば土地を丈量し經界を正うするは一藩の農政上及財政上に於ける至
大の急務ならずや、僧侶が破戒亂行して其職分を瀆し荒誕不稽の説を
吐きて愚民を惑はす時に當り無用の僧徒を還俗せしめて正業に就か
しめ、神佛の混淆を正して神明の威靈を保つは一藩の風教を維持する
に於いて看過すべからざる急務ならずや、然るにある論者が烈公の天
保の改革を評して「實務の利害を詳にしての改革といはんよりは寧ろ
學術上の理想を實施せんと試みたるもの多きに居るが如し」といへり
しは失當の言たるを免れざるものなり。

烈公天保の改革と東湖 齊昭卿が天保の改革は固より卿の

意より出でたりといへども之を幫助して大成せしめたるは改革派の

*名は延光
字は伯卿
通稱量太
郎青山延
子の長子
名は亮通
稱を彦次
郎といふ

**西丸老中

人々にては東湖並に戸田、今井(金右衛門)等にして保守派の窺かに目し
て領袖とせる結城の如きも亦與りて大に力ありき、中に就きて東湖の
獻替翼賛せしこと蓋し最多かりしならむ、青山佩弦齋の撰べる東湖の
碑文の中に「凡公齊昭之施爲、公明正大、一新天下之耳目者、君尤有力焉」と
いひ、豊田天功の撰べる東湖の墓誌の中にも「凡公前後施設、如崇節儉、抑
奢侈、修武備、鑄巨礮、尊神道、排異端、諸善政時務所當急者、君奉公命、斷然行
之、不疑、攝其事、至於克成、邦家赫然有中興之勢、稱爲追義公之隆盛者、實君
翼賛之力居多焉」といへり。

烈公と水野越州 齊昭卿が藩政改革に着手せしより少しく後

れて幕府に於ても一大改革をなして天下の耳目を聳動せりき、即ち所
謂水越天保の改革と稱せられ、老中水野越前守忠邦の疎腕猛手により
て決行せられし改革是なり、抑水野は將軍家齊公の末年天保五年**に老

さなりし
は文政十
一年に老
て本丸に
中本丸に
のしは本
通なり

中となりし人なり。將軍家齊時代の前半は白河樂翁が所謂寛政の改革を施し鋭意勵精して紊亂せる幕府の紀綱を張り世態を一變せしが其後十數年間天下太平なりしかば奢侈淫逸の風漸く生じ文政天保の交に至りては殆んど其極點に達し一椀十兩の料理を喫する、白晝遊里に出入する、公然妾を蓄へ妓を聘するなどの惡風汚俗は士大夫の間に行はれ恬として恥づる風なかりき。随つて上は幕府より下は諸士に至るまで大に財用の缺乏を告げぬ。かゝる風潮の中に老中たりし水野は剛毅敏達の人なりしかば天保十二年に家齊公薨じ世子家慶嗣ぎて將軍となり將軍も亦社會の改良に意あるを見るや、直に改革に従事し上は幕府の顯官を淘汰し下は市井の些事に至るまで容喙干涉し嚴令を發し峻酷の手段を以て之を行へり。さて齊昭卿が執れりし藩政改革の手段と水野が執れりし幕政改革の手段とは寛猛緩急の差こそあれ其方

*太田の免
職は六月
三日に五
三ヶ年五
六ヶ年七
在しは七
命

針に至りては大差なき所より卿と水野とは相提挈して各革新の業に當りしが如く見ゆれども其實兩者の關係は決して斯の如きものにあらざりしなり、抑々齊昭卿が藩政改革の爲に國に就かれしは天保十一年正月にして滿一ヶ年在國の允可を得たりしが其業未だ半ならざりしかば翌十二年更に一ヶ年の暇を乞はれしに是亦允可を得たりき。この年は即ち水野が幕府改革に着手したりし時なり。時に老中太田備後守(資始)は水野の爲す所に慊焉たらざりしと見え其年四月廿一日齊昭卿に參府を促して共に謀る所あらんとせしが卿は一閣老の私書によりて參府するは躁急の嫌あるを以て之を辭せられけるに幕府は突然太田の職を免じ幾もなくして卿に引續き五六ヶ年の間在邑して文武の世話をなすべしと命せられにき。卿は實に其意外なるに驚きしも亦如何ともなす能はざりき。一年を隔て、天保十四年四月將軍家慶公日

月三日な

夢物語

科戸の風

彪物語

科戸の風

光廟を參拜すべきにより卿には此年三月水戸を發して江戸に赴き四月六日豫參として日光に到りしが日光より江戸に歸るや世子鶴千代鷹に登城の儀式を教えんが爲一ヶ年間江戸に滞在することを允可せられたきよしを懇請せられしかども竟に許されざりき。齊昭卿が此時自ら疑ふ所を書して『越州水野は我等此方江に居候ては我等の智を假り御政事を扱ひ候様にては残念故我等國にても公邊の御政事は如何と世間へ見せ候心か又は自分の非を打れ候を心羞て國へ永く置候か不相分』といひ水野が卿に向ひ『天下下々にて何事を公邊より被仰出候てもよき事は皆水戸様と申て私抔何程に骨を折とても左様不申夫にては公義幕府の御徳義きえ申候』といひ羽倉外記が東湖に語りて『水戸様永々御國に越前守敬して遠ざけ奉り候哉と愚察』といひ將た幕府の老女義園院より卿の籠中登美宮への書中に『全く越前は中納言様

を恐れ候事と存上まゐらせ候』とあるより見れば燃ゆるが如き功名心に驅られたる水野の心事を知るべく、卿と水野とが提挈して各改革の業に當りたるにあらざりしを見るべきなり。

齊昭卿と水野との關係は大要右に述べたるが如しされば卿が當時幕府に請願せしことありしも其聽かれざりしは固より其所又況んや卿の請願も當時の世に在りては事體容易ならざるに於いてをや而して卿の使命を帯びて水野に應接せしは東湖なり東湖の智辯も終に其効を奏するを得ざりき、さて其請願とは何ぞ曰く蝦夷地開拓曰く登美宮下國是なり。

蝦夷地請願と東湖

天保五年齊昭卿が閣老大久保加賀守に北地開拓の事を議られしは前に述べしが如し而して當時加賀守は慎重にして決する所あらざりき、されど卿は一旦國家の爲に思ひ立ちた

ることを容易に思ひ止る如き薄志弱行の人にて在ざりしかば同九年再びこの事を請願せられき。されど此時も亦許されざりき。同十一年藩に就きて國政を改革せらるゝ間にも北地經營のことは夢にだも之を忘るゝことなく三たび之を請はんが爲其年十一月東湖を江戸に遣はされき。東湖は智辯を振ひ方略を廻らし水野越前守並に水野美濃守(忠篤)に説きしも幕府にてはいかでかゝる非常のことを許すべき、さらさら取合ふ氣色なかりければ東湖は今の時に當り北地開拓を請ふは無益なりと思ひ翻つて幕吏の口氣を察するに他の土地ならば授與せられべき望見えしかば北地經營を思ひ絶たせられ他の土地を所望あらせらるゝこそ然るべけれど戸田、大久保(甚五左衛門)の手を経て言上に及びしも卿には北地以外の土地を所望せしとのことにて東湖の意見は行はれずして已みぬ。

登美宮下國と東湖

前に述べたる如く天保十二年七月三日幕府は齊昭卿に五六ヶ年間在邑すべきことを命じければ家臣は其間簾中をして江戸に滞在せしむるは情に於いて忍びずとて卿に勸めて簾中登美宮の下國を幕府に請はんが爲其年八月東湖を江戸に遣はされぬ。東湖は此時も亦水野越前守を始め眞田信濃守(幸貫)新見伊賀守(正路)等に面して理を説き情に訴へて懇請する所あり是等の人々も亦情を察せざるにあらざりしも藩主在邑の間妻女を提携することを得ざるは幕府創立以來の制規なれば東湖の智辯もさらに其効なくして已みぬ。齊昭卿を始め東湖等が幕府重大の制規なるにも拘らずかゝる事を請願せしは昧者の所爲として見ん人もあらんかなれども幕府が五六ヶ年の在邑を卿に命ぜしは是既に異例なれば簾中の下國も特別の詮議を以て許可せらるゝも幕府の制規に牴觸せざるべしとてかくは

請願せしと覺ゆ。

東湖と水野越州との對談

東湖が水野越前守と對談するや他の顔色を窺ひて幾微を察し他の言語を執へて自説を述ぶるなど其應對の神速にして滑脱なる玉を轉ずるが如く人をして厚唇巨口の人も亦能くしかく輕妙の語を發するを得るかと訝らしむ左に抄出せるは東湖の書狀なり是に由りて東湖のいかに應對に巧みなりしを見るべし東湖は實に能辯の人なりき。

此書狀は東湖より甚大久保門五左衛門戸田銀次郎へ贈りしものなり
去る三日越前殿始へ御使相勤其日は御逢日限之儀公用人へ申談罷歸候處來る七日朝五つ時罷出候様申候に付昨七日未明出宅六づ半時西九下へ罷出候御逢日の由にて例之通座敷向混雜致候へ共御旗本へ一と通り對客相濟之上出會被致候處一體の顔色口氣是迄の越前殿には無之誠にはげしき事にて野生義も甚心配仕候問答大略左

之通りに御座候

齊沼卿を指す
御口上一と通り演述越前殿も上の御容體被相伺頂戴もの御禮被申上畢而

此度罷出候義外之次第にも無御座先以先般は數ヶ年在邑文武等之世話被致候様格別之御譯を以被仰出水戸殿は勿論家中一統誠に難有仕合奉存候右様出格之御沙汰御座候處彼是申上候義如何に候へ共紀州殿備州殿始め總而國主等隔年に交代被致候向は參府年よりも歸國年の方勝手向爲にも相成國元に居延に相成候へば夫丈別而補に相成候歟に承知仕候處水戸殿之儀は定府同様御膝下にのみ罷在國元之義は家中手當其外手詰に相成居候故歸國と申候へば存外入費も相懸り一代漸く一度位歸國被致先代様には一度さへ歸國も相成不申仕合當代にては國元之義篤く世話被有之候故別段仕法金

等を以兩度迄歸國も被致候へ共數ヶ年在邑と相成候而は入用手當も無之且別段仕法金を以在邑被致候様にては相當不致候間江戸水戸勝手向せり合せ其外殊の外切詰既に私共杯も江戸より供にて罷越在邑中勤番之姿に候へ共夫等も不殘國勝手被申付候類に御座候處第一水戸殿の簾中引離れ被居候而は奥向臺所向等莫大の出費に有之殊に長々在邑之儀國元にては一統難有奉存候へ共簾中附之者共力を落し相嘆き候様子に有之いかさ簾中にも三十七歳より四十五歳まで引離れ候義太平の人情にては忍び兼候場合臣下之身に取嘆敷奉存候に付旁役人共一統申合候處何卒簾中にも下向被致候様相成候へば右勝手向並情合共都合宜敷御座候間其段水戸殿へ申立候處被任其意乍併表向家老共を以被相願とも如何敷に付先づ私以御内談申上候と申しも畢らぬ内

御簾中下向之義は所詮出來ぬ事と二三遍いらしく被申候へ共

元より御六ヶ敷義とは奉存候故まづ御内談も申上候義既に此度尾紀兩家前例をも相糺候所紀伊殿二代目清溪院在國中伏見家より婚姻相整兩三年過參府の類例は相見候へ共的例は無之尤此度の如く五六ヶ年在國之義被仰出候例も無御座畢竟格別之御譯を以被仰出候御儀に御座候へば外諸侯方と違ひ簾中下向之義も又格別之御譯を以爲御濟にも罷成候へば別而當家規模にも相成難有奉存候に而可有御座旨申述候へば

外の儀と違ひ何んば家柄でもならぬ事はならぬもの内室を國へと云事は諸侯一統出來ぬ御定なれば差見へ御六ヶ敷事であらうがいづれ御家柄の事一存の御挨拶も申兼るから同列へ申合御聽

にも入た上で何と歎御請申上やうとの申聞其口氣いづれにもは
げしく是迄四五度對談仕候へ共右様のいらしくしきつり合は初
而に有之悪しくいたし候は、あまゝり御我儘之義と申事にどれ法
律のみにて評議の程も難計に付

前にも申上候通り表向家老共よりさし付被相願候品に無御座候故
まづ私を以御内談被申上候義に有之候處直様御同列様方へ御評議
御聽にも御入に相成候ては甚心配仕候間相成候は、まづ御一存之
御了簡相伺所詮被申立候迄も有之間敷と歎もし又此道にも被致候
方と申す御程合も御座候へば早速國元へ申越其上にて又々相伺候
振も可有御座候旨

随分あやまゝり候てねたれ申候所

信濃守は毎度御屋形御懇命を蒙るそらだなぞ被申聞候故、いかさ

ま五六ヶ年以前より御出入被成私覺候而兩三度も屋形へ御出被
成候旨相答此度はどうか同列一統へ廻勤被致たそらだが信濃別
而御懇意も申上るなら信濃へ御頼みになつたらよろしかろう

是は木綿十反づ、四家へ御使相勤尙又越前殿信濃殿へ御逢之
義申込候處越前殿よりは七日に罷出候やう兵馬より申來候へ
共信濃殿は公用人不快のよしにて追而沙汰可有之旨運阿彌へ
申來候定而信濃殿よりも水野殿へ相談有之たると相見候

御指圖之趣は畏り候へ共此度私共出府之義、數ヶ年在邑之義被仰出
候付而は別而忝次第被奉存仍而御同列様方御一統へ使相勤篤く御
挨拶被申述候様被申付候へ共簾中下向之一條は此方様へ許御内談
申上候様被申付尤松代候へも御役成後一度も書面等不被遣あまゝり
御無沙汰打過候故出府仕候て御逢相願御役成之御悦び尙又あまゝり

御無沙汰打過候段よろしく申述候様被申付候間御左右次第松代侯へも罷出申可候へ共簾中一條水戸殿より申付無之儀を御頼申上候義は仕り兼候乍併御指圖も御座候上は早速國元へ申遣中納言殿存意も無之候は、其上にて松代侯へも御内談可申哉と申述候へば越前殿顔色少々和ぎい^いや御國へ被伺候上別に御頼にも及ぶまい同列は一體之事なれば拙者へ計御頼みでも差支はござらぬが一體數年御在邑之儀備中守扱之事故實は備中へ御頼み之方便利がよろしいが夫以譯而御頼みにも及ぶまいからいづれ御内談之振を以て申合是より沙汰申さうとの事故

何分宜奉願候旨申述其内御歸國に付ては如何様之廉にて御入用過候哉と尋有之候へ共夫々可然挨拶罷歸り可申と存候處

此度御在邑之儀實に格別之儀を以被仰出乍憚御本意之御義故御國

219244

*當時小普請奉行

*東湖偶筆

*東湖偶筆

政は勿論萬事格別に御世話被爲在可然外諸侯と違ひ御歸國中御入用過候段は尤に候へ共夫には御役人の御自分杯も又了簡も可有之右等はいかやうにも出來になりそらな事杯と厚く被申含座を被立候付退出

東湖と諸名士

當時東湖と意氣相許し、幕吏は川路三左衛門

(聖謨)岡本忠次郎(忠豊)矢部駿河守(定謙)及羽倉外記(簡堂)等にしていづれも一癖ある人々なり。東湖が川路と始めて相識りしは天保四年にして東湖が其時の狀を記して『余始めてこれを川路を指す舟河原橋の宅に訪ひ一見如故其人物凡ならざるを知れり』といひ天保十二年江戸に滞在せし時また川路を訪ひしが其時の狀を記して『時に川路既に飯田町に移り居宅僕從往日の川路に非ず一夜之を訪ひしに其居室に延かれ應對接遇舊態を失せず談論夜半に至て歸る』といへり以て其交情の尋常な

*東湖偶筆

らざりしを見るべし。東湖が始めて矢部と相識りしは登美宮の下向を請はんが爲に江戸に上りし時にして川路より矢部の人と爲りを聞きしかばある日矢部を其邸に訪ひぬ。其時東故矢部に向ひ「足下は堺奉行より當行までの來歴、尙又當今萬事一新の時、何を以て國に報ずるや其あらまし聞まはし」といひけるに矢部欣然として「足下は川路三左衛門と親き由川路又は岡本忠次郎などいへる者は元來勘定所より出身せり勘定所は人々才力を以て出身する場所故川路岡本いづれも其道立派なり某は元來三百俵の御番士より斯まで立身したるは才力にあらず皆賄賂を以て致したる事にて大方の嘲りもあらんと思ふなり」といひき。初對面の人に向つて少しも修飾する所なく其身の出處進退を談じて賄賂を以て立身したりといひし矢部は流石に矢部たるに負かざるが必竟するに彼の爛眼なる一見して東湖の人傑なるを知りしか

*彪物語、天保十二年のこまなり

ば虚心坦懐以て東湖に接せしならむ。羽倉の如きも水野に信任せらるるにも關せず胸中の秘密を東湖に語りて「私儀越前守の懇命を受居候間容易に噂申兼候得共水戸様永々御國は越前守敬して遠け奉り候哉」と愚察尙又備後守退隱杯も甚残念之筋御座候水戸様には定て濱松野水と愚察尙又備後守退隱杯も甚残念之筋御座候水戸様には定て濱松野水ふい御惡み被遊此上同人御しりぞけの義御建議可被爲在哉と奉恐察候へ共何を申も濱松杯の人材當時は無之同人はあらざるは得手に御座候間兩三年の所は存分爲働其上にて大害を振候はゞたとひ水戸様御建議無御座候逆も有志之者一同建白も可仕何卒今之内は助け置申度乍併水戸様は御承知被爲在まいと私一人には無之有志のもの一同心配仕候」といへり。東湖に對する他の言語舉動によりて半面より東湖の凡人ならざりしを知るべし。

東湖の滑稽

東湖が時に滑稽の言を弄し往々人の頤を解きしこ

とありしは能く故老の語る所なるが左の短文狂歌は東湖が登美宮下國のことを乞はんが爲江戸に留まりける時今井金右衛門に贈りける書狀の添書にして亦其一例たり。

ふみ月の中つかたおふやけの命によりて武藏へ來初はしはらくと思ひしに十五日にみづればはた十五日とゞまるべきおふせをかふむり五度六度になりゆきて冬も央に至りければ

十あまりいつか〜と待詫びてひとりかもねむ冬の夜なく〜

御一笑可被下候前書へ故郷の妻へ贈るふみの奥へといたし可申歎呵々

齊昭卿この書狀を一覽ありて『是は彪より金右衛門へ遣候文通の中別紙なり爲一笑留置』と書かれしも面白し。

東湖と結城寅壽

濟々たる幾多藩士の中、才幹を以て論ずれ

*諱は朝道
通稱を寅
壽といふ

ば改革派の東湖、保守派の結城*の右に出づるものなかりき。結城は水戸の世家に生れ敏慧豁達而かも力めて質朴を粧ひ辭を卑くして能く人に下りぬ。文政四年に家を嗣ぎて寄合組となり累進して天保十一年に若年寄となり東湖等と共に齊昭卿を輔翼して藩政改革に力を盡くせり。されど結城は門閥の家に生れたれば去る天保十年頃より世臣巨室の徒が斥けられ新進の東湖等の勢力日に盛なるを以て心竊かに樂まらず、折もあらば東湖を始め改革派の人々を陥れんと用意をさ〜怠りなく友部正介、平尾右近などいへる腹心の徒を語らひて經畫する所あり。天保十三年に家老となるに及び肥田大介を推薦して江邸の家老となし出羽次郎、村上源五郎、小山小四郎、白井織部、岡本友之助を目付方に石川惣三郎、内藤市松、松葉介之允を奥右筆に推舉せり。是等の人々は結城の親戚にあらざれば股肱腹臣の徒のみなり、之と同時に一方に於て

は己に服従せざるものをば事を設けて之を陥れたりき。而して其形跡詭秘朦朧、端倪すべからざるものありしも東湖の爛眼なる早く己に之を看破し、屢卿に言ふ所ありき。然れども卿方さに結城を信任せしかば東湖の言ふ所に耳を傾けざりき。東湖は時事の非なるを見て職を辭せんことを請へり。時に東湖の辭職に就いて飛語を放つものあり、或は曰く東湖は今井が用人より擢んでられて若年寄となりしを以て竊に不平を懷きてかゝる處置に出でしなりと。或は曰く東湖は家計急迫にして職に居ること叶はざれば正義に託して辭職を乞へるなりと。東湖謂へらくかく嫌疑を蒙れば事或は今井に連及して累を今井に及ぼすに至らんも知るべからずと。因つて強ひて出て、事を視る。一日家老某、卿の命なりとて黄金を東湖に與へて曰く君公は貴下の屢外に使せしを以て資用の缺乏を察し給ひてこの恩賜ありと東湖之を受けて直に與

右筆局に入り下賜せられし黄金を奥右筆頭取に託して曰く吾家素より貧なれば囊に出で、使せし時に斯の如き賜あれば喜んで之を受けにらむ。又今日とても行役の命あらばいかでかゝる恩賜を辭すべきされど今日は縦ひ飢餓に逼るとも故なくして之を拜受するを欲せざるにより返上すべければ宜しく取計はれよと。奥右筆頭取は唯々として東湖の言を聽き家老も亦強うる能はずして已みにき。東湖は固より故なくして財物を受くるが如き人にあらざるは齊昭卿の能く知る所なりしならむ。然るにかゝる事ありしは必竟するに東湖を讒誣せしものありしかば卿も一時其聰明を蔽はれしに因れりしならむか。翌天保十四年の秋に至り今井が若年寄より寺社奉行に轉職せしめられんとし命を受くる將さに明日に在らんとする前一日、東湖之を聞きて大に不可なりとし家老に談ずる所あらんとせしに家老已に退聽せしかば卿

の所に至り今井の轉任を中止ありたしと請ひけるに卿は曰く去年われ衆言を排して今井を拔擢して若年寄としたるに今井は人の言を用ひずと難するもの多かりしにも拘らずわれ今井を保護して今日に至りたるが今井すでに人望を失ひし上からは若年寄の職に堪え難し、よつて寺社奉行として敬神排佛の業に従事せしめんとするなりと、東湖は之に對して、金右衛門性質は直に過ぎ清きに過ぎて物を容るゝ度量無きゆゑ人の譏を招ぎ候へ共家老目付さては便佞の小人が金右衛門を忌み憚り候は彼が直言して畏れざる故にて是は餘人には出來難きことなり、一旦彼を御拔擢あつて今又之を御遠け相成つては小人共手を拍つて喜び候はん、且又金右衛門儀政府内に在りて正議抗論致せばこそ國務に利益あれ然るに獨り事を用うる地に彼を置候はんには其性峻急なれば事を敗るは必定にて候といひしに卿は、されば結城に議

*
回天詩史

られよとの事なりしかば東湖は更に結城に面して今井の轉任を中止すること叶ふまじきやと問ひけるに結城は今はずでに詮方なしと答へき。そも、今井は東湖が『風岸孤峭、直言抗議、清潔無私』と評せし人物にしてかくの如き骨鯁の人は何れの世にも容れられざるが常なり、而して便佞の小人の尤忌めるはかくの如き人なり、便佞の小人に忌まるる所是即其人の尊くして且いかなる社會にも必要なる所以なり、東湖が力を究めて直諫論争し今井をして政府部内に留まらしめんとせしも即ち之が爲なり。さて東湖は今井の轉任つひに動かすべからざるを知りしのみならず結城は東湖を出して弘道館の教授とし其黨吉野英臣をして己に代らしめんとする計畫あるよしを探聞せしかば書を上りて平生言はんと欲して言ふ能はざることを陳し病と稱して出でず、姻戚武田伯道によりて職を辭せんことを請ひぬ。さて其の書の中に曰

寅壽儀何と申も一國の人才殊に家柄祿高右位の人を捨候へば如何にも致方無之候故可成丈は同人の非は容易申上度無之是迄は一言も不申上候所早く申上候へば寅壽は公邊の越前守に御座候なくとも御こまり被遊又はびこり候ても御こまり被遊候人物に御座候家柄祿高の上讀書も仕り第一容貌はわざと無造作に見せ才智餘程人にすぐれ候間大ていの人にては或は畏れ或は欺れ申候且年齢僅かに二十六才此後何十年執政相勤候も難計候ゆゑ長き分別を仕候ものは皆寅壽の幕下に屬し候勢に御座候然る所計智勝れ候丈己れに勝り己れにさからひ候ものを忌候事甚しく皆己れが手下のもの、み相なつけ申候借重役の身の上にては何にても畏れ候事は無之第一君上を畏れ次に正論を畏れ次に御目付方を畏れ候義寅壽には限

り不申候然る處寅壽儀江戸同役には肥田大介をくばり借御目付出羽次郎は寅壽の親類にて相應に議論は合不申には候へども御目付方人物の撰擧は寅壽胸中より出候儀不少村上源五郎小山小四郎白井織部岡本友之助是は寅壽よりかもし出候には相違無之其他は不相心得候へ共上には定めて御洞察被爲在候御儀と奉存候借又奥御右筆にて石川惣三郎儀近頃親類に罷成外に内藤市松松葉介之允兩人杯は皆寅壽年來の腹心に御座候處追々奥御右筆方へ推擧仕候類既に金右衛門も子年小石川御焼の節江戸詰先にて懇意に罷成手にのりかげんと存頻りに御推擧申上候處金右衛門存外手にのり不申ゆゑ此度御轉之御意御とめも不申上候類借右に申上候人物共何れも相應の人物殊に一々尊慮をも奉伺御目付之儀は一々上より御目付へ御懸の上被仰付候儀故是以衆議の上と申候へば申候様なるも

のもかもし來候處は意味有之第一前件に申上候手ごろのものを愛候儀以の外不宜此の上次第につのり候も不容易亂勢に成行不申哉と奉存候此儀は惡臣一人の過憂には無之江水奥右筆方は勿論外にても最早見つけ居候ものも御座候へども如何にも越前守同様かけかへに差支殊には何と申候てもまさか大臣中の人才故愚臣杯も度々申上度は存候へども一日々々と忍び居候儀に御座候へき英臣吉野英臣は寅壽と同日の論に無之乍恐上の御威光にて人も畏れ居候のみ故國家と大害と申程には無御座候へ共中々世才に長じ此上餘程一ト勢ふるひ申度きざし相見申候一體同人儀風説をも受候へども此虚實は決して相分り不申儀に候へ共追々他人に候へば嚴重にも被仰付候處英臣は却て御目付間もなく布衣に御引立安松矢之助へは却て下轉仕候程の勢故誰も畏候て言上も仕交じく候へども弘道館若イ

*吉野英臣
前に出づ

もの杯は英臣を學校へ入候ては學校けがれ候様杯と迄口々に惡口仕候由右の如く人望を失ひ候者は何等御沙汰無之却て右寅壽英臣等の畏れ候金右衛門御轉じ罷成候様にては實に此先の勢昨日申上候意味に陥り可申やと憂苦仕候

齊昭卿之を讀みて

寅壽を厭候義文面書取は妙に出來候へ共實意にあらず權威下に歸し云々杯尤には候へ共畢竟は自身を引候て口に事を通じ不申杯存候は矢張權柄虎之介振ひ候心得にて今にても下に有之故也儲又家老にても權を振候は以之外に候へ共其以下にて振候は尙惡しく寅壽は何を申も家柄祿高代々家老勤候もの虎之介は町人より引立に相成二代目之ものに候へばたとひ寅壽にまかせ權柄をふるひ萬々一國家の爲に不相成候節は不宜ながらも我等先祖に對し申譯有之

虎之介に任せ候て萬一惡敷時は申譯無之戸田寅壽等は我等萬年の後までも頼置候心得にて申付置候者虎之介は全く才子故當坐働せ候爲用ひ候人にて我等の萬年の後は要路に指置申間敷人物也

と批評せられたるより見れば當時齊昭卿がいかに結城を信任していかに東湖を疎外したりしかを知るべし。東湖病と稱して出でざる日より二日の後、今井は卿の命を受け東湖を訪ひて出勤を勧め且曰くわれ若年寄を罷められて寺社奉行となりしも猶勉めて事を執れるに君は何故に病と稱して出でざるぞと。東湖應へて、君の出で、事を視るも余が病と稱して出でざるも理に於いて同じ、怪しむこそをかしけれといひしかば今井は東湖の意を諒して笑つて去りぬ。卿また小姓頭取島村志摩を使として東湖に出勤せんことを諭されしに東湖は病癒ゆる日はたとひ公の命なきも出勤すべけれどわが病は尋常一様にあらざる

ゆゑ其癒ゆる日は期し難しとて辭しけり。卿重ねて小姓頭取安島彌次郎をして東湖を慰諭せしめて曰く汝の上書に言ふ所深く吾心を動せり因つて汝の言ふ所を能く考ふべし兎に角汝病と稱して出勤せざれば浮言沸騰せんは必定なり我甚だ之を心苦しく思へばわが爲と思ひ出で、事を視よと。東湖も是に至りて卿の優待に感せしのみならず卿にして悔悟の念を生せば國事爲すべからざるにあらずと思ひ謹みて卿の命を奉すべしと應へて其翌日より出で、職務を執れりき。さて是に至りて第一に疑ふべきは當時深く結城を信任したりし齊昭卿が何故に結城を難じたる書を上りて辭職を請へる東湖をば一度ならず二度三度之を慰諭し再び起たして事を視せしむるに至りたるかといふこと、次に疑ふべきは東湖ともいはるゝ人物が年少なる結城が奸策を廻らして君公の聰明を蔽ひ腹心の徒を要路に樹立したればとて徐に

之に處すべき道を講せずして何故に一意辭職を請ひたりしかといふ
 こと是なり。第一の疑問に就いて余の見る所を以て之を解釋せんに、そ
 も前に擧げたる東湖の上書に加へられし卿の批評を以て眞なりとせ
 ば卿がいかに結城を信じいかに東湖を疎んじ起りしかは言はずとも
 明かなりしかるに強ひて東湖を起たしめしは必竟東湖を起たしめざ
 るべからざる事情存せしを以てなり。さて其事情とは何ぞやといふに
 前にも屢述べたる如く藩士中に改革保守の兩派ありて宛然敵國の思
 をなし陰に陽に争ひ來りたるは歴然たる事實なり。天保十年に保守派
 に一頓挫を來せしも結城友部尾羽等の秘策によりて此派漸く政府部
 内に勢力を有するに至りたる時に際し改革派の首領たり中堅たる東
 湖にして職を免せらるゝことあらんには改革派に取りて由々敷大事
 にして東湖の一進一退は此派の消長に關すること大なればいかで默

回天詩史

心*のあ
 後*に述ぶ
 べし*
 即*ち天保
 十*五年に
 及*して公
 及*東湖等
 の*諸公
 居*を命ぜ
 ら*れしこ
 き

視すべき必ずや上書となり同盟辭職となりてつひに藩政の紛雜を生
 ずるに至らんは見易き状態ならずや。齊昭卿蓋し茲に見る所ありしか
 ば東湖が頑然として動かざるにも拘らず再三東湖を慰諭して終に之
 を起たしむるに至りしならむ。其最後の慰言に「汝^{*}移病家居則浮言沸騰
 寡人甚憂焉」とあるにて當時の事情已むを得ざるものありしを見るべ
 し。第二の疑問に就いては東湖の自ら言ふ所によりて之を解釋するを
 適當なりと信ず、さて其言は左の如し

君^{*}は舟臣は水々能舟を浮べ水能舟を覆すと申儀兼々金言とは存居
 候へ共甲辰^{**}の御國難に付ては右金言別而存當り感服仕候そも
 御國難の起源を尋候に學派にて黨と名づけ候より漸々に醸し成候
 事にて一朝一夕にあらず候得共其病症のあらはれ候所を以論じ候
 へば小人ども銀次郎虎之助等を斃し權を専らにせんとたくらみ候

より事起り候而恐多くも老公迄禍に逢給ひ候段水の舟を覆し候と
 同様に御座候借銀次郎虎之介等其きざしを見候は、速に引退き候
 歟又は事情委しく及言上御英斷を願ひ可然筈之處確證も無之儀申
 上候ては人を讒し候様可被思召との嫌疑をさけ尤一度ならず引退
 き可申とは覺悟仕候へ共其時に御懇の盛意を奉感佩頻而退役も不
 相願候内右の御變に相成候段何れの道其罪遁れがたく尤身を覆し
 候とは違ひ可申哉に候へ共舟を覆され候迄うか／＼罷在其期に望
 み候而は御救ひ申上候事も不相成死有餘罪とも可申仕合に御座候
 即ち東湖の辭職を請ひしは結城等が東湖及戸田を除かんとするを知
 りしかは累を齊昭卿に及ぼさんことを畏れしより出でたるを知るべ
 く而して卿が慰諭して已まざりしより再び起ちて事を視、徐に謀る所
 あらんとするうちに禍に罹りしなり、東湖此時不惑の年に近しいかで

故なくして職を辭すべきぞ。

東湖の出處進退

就いて一言すべきことあり、東湖、二十二歳

の時始めて職に就きしより、こゝ三十八歳に至れる間職を辭せんと乞
 ひしこと凡そ五たびなり、而して天保十年の際に於ける辭職と前記天
 保十四年の際に於ける辭職との理由は已に述べたる如く事情已むを
 得ざるものありて然りしを知る、されど其他の辭職に至りては東湖な
 は年少にして氣鋭なりしに因れりしならむか、而るに當時東湖が高踏
 勇退せざるべからざる情理ありしを後年に至り自ら述べて曰く

彪嘗讀史傳、常憾潔身自重之士、知退而不知進、當路用事之臣、知進而不知退、因又疑其退者固處貧賤、以故恬於勢利、其進者漸獲富貴、所以有顧望之念、今而思之、君臣之情義、固有不得已者、存乎其間、非獨富貴貧賤使之然也、夫人臣之事君、苟志於道義者、孰不欲進而行其道、又孰不欲退而

全其義、而在其疎外之職也。一事一議、動苦於有司掣肘、而見君亦罕、無由吐肝膽、以故其心常憂懣憤激、每有一政一事失體者、謂國事殆去、建議於有司、不可則以為拒己。溫顏容之則疑其或見欺、其上書於君、亦多不免有矯激過實之辭、是其所以難進。

第七章 幽囚中の東湖

五月十八日*

烈公賞せらる

前章に述べたるが如く天保十四年四月齊昭卿には日光廟に參拜せられけるが歸途江戸に滞在せる間登城を命せられ將軍家慶公に面謁せり。其時將軍は卿が藩政を改革し整理せる功績を賞して上意書に添えて太刀鞍轡を下賜せりき。上意書に曰く

一昨年來國政格別被行届文武共不絶研究被在之趣一段之御事に思召候猶此上在邑中御領分末々迄公儀御德化に相應被遊御安心候様

厚御世話可被成候依之御傳來の毛貫形の御太刀被進之候永く御秘藏可被成候且御領分中御巡見之節被用候様御鞍轡被進之并何歟之爲御用途黄金被爲進之候源義殿遺志を被繼被勵忠誠候様思召候旨烈公疑はる 卿大に面目を施されこの月國に下りてます

政を勵みけり。然るに翌天保十五年四月十三日より十七日に至る四日の間老中阿部伊勢守(正弘)は水戸の元老中山備後守を召喚して水戸殿に謀叛の嫌疑ありとて左の七條を訊問に及ばれけり。

- 一、弘道館土手の事。
- 一、浪人召抱之事。
- 一、銃砲連發の事。
- 一、御宮唯一の事。
- 一、國許に有之ながら勝手悪敷事。
- 一、寺院破却の事。
- 一、蝦夷地年來好之事。

中山は之に對して一々答辯をなし且家老戸田銀次郎出府中なれば詳

細は戸田より書面を以て御答辯致すべしと申立てぬ。さて戸田より阿部閣老に呈せし辯明書の大意を略記せん、(一)弘道館の土手を何故に高くせしやとの御嫌疑なれども、こは天保十一年に弘道館建築の際、圖面を添えて請願に及びし所同年九月御許可ありたるに付、圖面通りに築きたるまでにて恣に土手を高くせしことはさらに之なし、(二)何故に浪人召抱えたるやとの御嫌疑なれども、そは弘道館落成したるに付、劍術に達したるもの兩三名を招聘して教導の職に當らしめたるまでにて、其外浪人を召抱えたること更に之なし、(三)銃砲連發は同心足輕に砲術を練習せしむる際、諸流を取捨して連發せしめしまでなり、(四)東照宮の祭祀を神道唯一に改めたるは如何のことなれども、從來の如く僧徒神官混淆して東照宮の祭祀を掌るは却て不都合なるのみならず、元來水戸家代々の廟所並に氏神は神道唯一なれば、之と牴觸する嫌もあり

てすでに義公は東照宮祭祀を神道唯一にせんとの意見を有せり、昨年公邊より重賞を蒙りて源義殿遺志を繼がせらるべしとの台命を蒙りたるに付、彌義公の志を紹ぎ東照宮の神威を増し奉らん爲に神道唯一となしたるなり、(五)永々在國せるにも拘らず、財政不如意なる次第は從來水戸家にては公邊より莫大の補助金ありしが、近來公邊に於いて御改革に付、補助金差止と相成つたるに付、實に窮乏を極め、公務並に家中扶助等にも差支ゆるに至りしは、已むを得ざることにて、曩に鑄錢を請願ありしも、是が爲なり、(六)寺院を破却したるは如何との御嫌疑なれども、近來破戒不如法の僧徒多く肉食博奕女犯等の罪を犯すもの少なからずして、風教の上に大害有之に付、惡僧を追放し、同宗の寺院に合併せしめたるにて、寺院を破却したりしことはさらに之なし、(七)年來蝦夷地を所望したるは、勝手向逼迫の爲なり、元來水戸家は尾州家紀州家とは

異りて石高甚だ少なきのみならず地味も宜しからざるに勤向等萬事尾紀兩家と肩を比べざるを得ざれば費用多く爲に年々莫大の不足を生じて實に困却を極むる次第なり、さりとて一の功勞なきに加封又は土地引換を願ふことも叶はず、よりに蝦夷地ならば公邊の爲に夷狄を防禦し且は一家の補とも相成るべきに付年來蝦夷地開拓を請願したるなりといふに在りて其言ふ所條理明晰少しも疑ふべき點なし、されど幕府は齊昭卿に對して已に既に決する所ありしかばいかで此辯解に耳を傾くべき、四月二十日老中連署の奉書を以て卿の參府を促したり、卿は時に那珂湊の資賓閣に在りしが速かに歸城あつて五月二日といふに家老結城寅壽、番頭雜賀孫市並に東湖等を從へて水戸を發駕ある。東湖は四月廿八日より病臥せしがこの頃に至り惡寒頭痛殊に甚しかりしかば醫は皆途に上ることを危みけるが東湖すでに決する所あ

*水戸城東
三里許

*今の十時

り、區々たる病疴意に介すべきにあらずとて獨り心に永訣を誓ひて別を家人に告げ家を辭せしは二日の拂曉にして、五日の巳^{*}の刻に齊昭卿の一行は小石川の藩邸に着しぬ、四日の行程中東湖は僅かに二三椀を食せしのみなりき、さて三藩の君の參府するに當りては將軍家より使者を藩邸に遣はされ其無事を祝せられけるが幕府の常例なるに此日に限りて其事なかりければ邸中一同失望すること大方ならず、皆々謂へらく公必ず嚴譴を蒙らんと、東湖竊に思ふやう事すでに發すれば臍を噬むも及ばじ、其未だ發せざるに及び早く之が計をなすに如かず、臣子の變に處するや身を殺して以て哀を訴うれば人或は其志を憐みて其言を信ず、徒らに口舌を以て争へばいよく猜疑を來して奇禍を受けん、一死以て公の冤を訴ふるに如かずとて心已に死を決せり、死を決せる上からは一時一刻たりとも猶豫すべき場合にあらざるも主君の

駕に扈從し來れるものは主君と世子とに謁する後にあらざれば己の
 舎に歸るを得ざるが慣例にて其事頗る嚴密なれば東湖は已むを得ず、
 側用人の詰所に扣へて命を俟ちける間に辭世の詩を作らんとて君辱
 臣當死、死豈毫可辭の二句を得たる折しも近侍の臣來り、卿の命なりと
 て東湖を召されければ東湖趨りて卿の居間に至りけるに元老中山備
 後守、戸田銀次郎已に座に在り、卿三人に向つて曰く「寡人^{不肖}にして士
 民を撫育する能はず、他事を以て罪を獲んことは固より辭せざる所な
 り、但し異志を懷き禍心を藏する故を以て疑を受くるはたゞ寡人の辱
 のみならず威公以來相傳の意も荒むといふべし、寡人をして不幸壽な
 からしめば徒に憾を呑み恨を懷きて死せんも苟も天餘年を假さば必
 ず冤を洗ひ辱を雪ぎて然る後に已まん汝等それ寡人の意を體せよ」と
 東湖等三人感憤して退出せり。東湖は側用人詰處に歸りつらく、卿の

回天詩史

言ふ所と現在の事情とを照し考へて自己の決心の過れるを誤り忽ち
 決心を翻へしぬ。

東湖が一旦死を決して又忽ち思ひ止りしは如何なる事情ありし
 か、何の見る所ありてしかりしか、東湖自ら之を辯じて曰く我一旦
 死を決せしもつくづく思へば幕府が齊昭卿を疑ふこと深く従つ
 て其處分も既に定まれるは明かなり、然れば我今死を以て卿の冤
 を訴ふるも其處分を中止せしむること能はざるのみならず、讒
 者は必ず謂はむ水藩は自ら罪なきことを明にするに辭なきを以
 て其臣藤田が自及して罪を贖ひしなりと、是卿の冤を雪がんとし
 て反つて讒者の言を實にするものにして身を殺して國に害をな
 すものなれば向きの決心を翻せし所以なりと、是實に道理ある推
 測にして此時若し東湖にして死せばかゝる結果を生ずるに至ら

んは蓋し明かなり、されば東湖が一旦死したる死を思ひ止りしは幸なりしも何故に東湖は死を決する前にかゝる見易き推測をなすことをばせざりしや、才智衆に勝り世故にも老たる東湖にして死を決する前にかゝる推測をだになさずして容易に死を決せしか、余は東湖を以てかゝる輕佻なる人物とは思はざるが故に決心を翻へせしは何等かの事情の其間に存在せざりしやとの疑を抱き故老に就いて當時の事情を問ひしことしばしなりしが余をして満足せしむべき實話を語りしものなかりき。唯一異聞とすべきは東湖が卿の居間より退きて詰所に歸りける時始めて結城が戸田と東湖とを亡き者にして政權を恣にせん爲卿を幕府に讒せしものにて結城の意は全く兩田(戸田藤田)を除くにありと聞きしかば東湖は我死せば是即ち結城の術中に陥るものなりとて死す

ることを思ひ止まりしなりきといふ。附記して後考を俟つ。

烈公謹慎を命ぜらる 明くれば六日幕府より水戸家の連

枝松平讃岐守(賴胤)、松平大學頭(賴誠)及松平播磨守(賴繩)を上使とし

水戸殿御家政向近年追々御氣隨之趣相聞且御驕慢被募都而御自己之御了簡を以而御制度にも被觸候事共被爲有之候御三家は國持始諸大名之可爲模範之處御遠慮不被爲在御不興之御事に被思召候依之御隱居被仰出駒込屋敷へ御住居御穩便に急度御慎可被有之御家督之儀は鶴千代磨殿へ被仰出候

と達せられぬ、卿の第一子鶴千代磨君(慶篤卿)へは阿部伊勢守、牧野備前守(忠雅)上使として、中納言殿御隱居に付御家督之儀は鶴千代磨君へ被仰出候旨を傳へられぬ。時に鶴千代磨君は年僅かに十三歳なりしかば幕府は松平讃岐守、松平大學頭及松平播磨守に後見を命じて、是迄中納

*即ち齊昭卿

言殿御一己の御了簡にて被取計候儀は不相用前々の御家法通りに可相守と達せられて齊昭卿が經營滲澹せる天保の新政を繼紹すべからざることを命せられき。さて其日の夕暮卿には駕を命じて駒込の邸へと赴かせらる、中奥廊下に見送れる家臣の面々卿が烏帽を戴き黒衣を着け風姿蕭然たるを見て流涕せざるはなかりき。この夜四更家老肥田大助幕府の命を傳へ中山備後守、山野邊兵庫の二人は戸田、藤田、今井の取計不宜を中納言に諫言も不申其儘打過候は不束なりといふを以て、興津能登守は戸田、藤田、今井の取計不宜を其儘同意候は不束なりといふを以て何れも指扣を命せられ、鶴殿平七は戸田、藤田、今井の取計不宜を古くも乍相勤其儘同意候段不埒之至といふを以て役義取放逼塞を命せらる、而して戸田、藤田、今井等三人の罪狀及之に對する宣告文は實に左の如し、

戸田 銀次郎

藤田 虎之介

今井 金右衛門

水戸中納言殿御在政中御家政向不宜御不興之御事に被思召候に付今度御隠居急度御愼被仰出候畢竟中納言殿右様之事共に被至候は此者共俱々中納言殿御放慮に叶候様取計不埒之至に候依之役義取放熱居被仰付候

是に於いて東湖は小石川邸内に幽囚の身となりぬ。

烈公譴責の事情

一年前には國政格別被行届といふを以て幕府の重賞を蒙りたる齊昭卿が一年後に於いては家政向氣隨との廉を以て隠居愼慎を命せられしはそも如何なる事情の伏在したるに因れりしか。凡そ事の起るは起る時に直に起るものにあらずして起らざ

るべからざる事情あるが故につひに起るものなれば齊昭卿が幕府の
嚴譴を蒙るに至りたるも固より一朝驟かに此事ありしにわらざるべ
く必ずや遠く近く種々の事情の湊合してこゝに至りしは疑ふべから
ず、余は其事情を考査するに(第一)卿の爲せしことは幕府固有の政策に
反せしこと(第二)卿は幕府の一原動力たる大奥に忌まれしこと(第三)卿
が僧侶に多数の敵を有せしこと(第四)水戸藩朋黨の争(第五)阿部閣老の
政略に歸せざるを得ず。第一卿の爲せしことは幕府固有の政策に反せ
しとは如何なることをいふかといふに(一)幕府の尤畏れたりしは朝廷
なり、幕府は朝廷を抑制して其をして勢力を有せしめざらんことを力
めたりされば卿が尊王の志厚くして山陵修葺の議を唱へし如き、毎年
正月元日黎明先づ西京師に向つて禮拜せしが如き、或は又有栖川宮よ
り簾中を迎へし如き、幕府が猜忌の眼より見れば實に容易ならざりし

ことなり、(二)幕府は又諸大名の取つて代らんことを畏れしが故に常に
彼等の兵力金力を微弱ならしむる政策を執れり、されば卿が雄大なる
卓見を以て蝦夷地の開拓を請願せられしが如き、巨砲を製造したるが
如き、鑄錢を請願せられしが如き、將た幕府の禁物たる大船製造を請願
せられしが如き、幕府が猜忌の眼を以て見れば實に容易ならざりしこ
となり、第二幕府大奥女中の潜勢力は實に侮るべからざるものあり、侵
潤の譖膚受の愬、將軍の心を動かすに於いて彼等は偉大の勢力を有せ
しなり、されば爲すあるの閣老といへども大奥に忌まれたらん曉には
十分に其手腕を揮ふ能はざるが常なりき、卿は襲封の初より質素儉約
を令し一般の土民をして綿服を着せしめ、ある場合を除くの外は絹布
を用ふるを禁じけり、さて水野越前守も亦非常の節儉論を唱へ之が實
行に盡瘁したりしは人の能く知る所なり、されど斯の如きは錦繡綾羅

に包まれたる大奥女中の堪ゆる所にあらず、既に寛政年間白河樂翁公が節儉主義を行ひし時も大奥女中の反對に遇ひしことありて節儉の實行と大奥の女中とは到底兩立すべきものにあらざりしなり。大奥女中は水野を忌めり、水野を忌むと同時に齊昭卿をも忌めり、是れ水野の爲す所は「水戸様の真似」といふ世評なれば水野と水戸と意を通じて綿服論を唱へしものと見たればなり。第三卿が僧侶に多くの敵を有するに至りしは破戒不律の僧侶を淘汰し、寺院の數を減じ、神佛混淆を禁じ銅佛を潰して巨砲を製造したるが如き殊に天保十四年今井金右衛門を以て寺社奉行となし敬神排佛に従事せしめらるゝや今井は東湖の評せし如く「峭直氷清、疾惡の心餘ありて物を容るゝ量乏しき」人なれば少しも假借する所なく嚴酷なる手段を以て惡僧を排除したりし如きは最も僧徒の媚疾を招きしものならむ、是等の僧徒は種々の手段を廻

らして幕府に讒言を入れたりしは掩ふべからざる事實にして齊昭卿自著の科戸の風に「於公邊近來佛法甚敷御信心なれば何事も出家等より出たる事を信と思召被取用たる事なり古今共に出家といふ者は小文才ありて且常々人を欺き巧者にて渡る者なるが故に後先の考もなく讒言抔して自分は飛のけ將家家并御役人の調達抔と後はいひて身を通るゝ者なり於公邊淨土宗甚敷信と給ふ故出奔の僧の中智恩院宮を諸大夫堅田遠江守家來になりて是より智恩院宮を欺き智恩院宮より云々御直々に仰上」とあり又常陸の藥王院、常福寺より幕府に讒訴せし事も事實にして芝の増上寺、駒込の大乗寺より大奥に讒言を入れしも事實なり、卿の節儉論を厭へる大奥は僧徒の讒言を容れて卿を排斥することを力めしならむ。第四、藩内朋黨の争が齊昭卿の謹慎を誘致するに至りしといふは即ち保守派の首領結城寅壽が改革派の領袖たる兩田

を除かんとしたりしより禍つひに齊昭卿の身に及びしを以てなり。結城は東湖等を除かんが爲に幕府の勘定奉行鳥井甲斐守(忠燿)に結托せしなり、鳥井は陰險にして能く人を陥れしもの、矢部駿河守の剛直にして聰明なるを忌みて之を陥れしは鳥井なり、其初は水野の股肱たりしも後水野の勢孤なるを見て之を陥れしも鳥井なり、齊昭卿嘗て殿中に於いて佐藤一齋に遇ひし時卿、一齋に幕吏中第一の人物は誰ならむと問ひしに一齋は、鳥井甲斐守こそ非凡の人物にて候と答えしかば卿は苦々しき體にて彼は奸物なりと言はれしことありき。一齋は林大學頭(就)の門弟にして鳥井は林の實弟なれば卿の一言いかで鳥井に通せざるべき、鳥井の卿に含む所ありしは推知するに難からず。結城は東湖等を除かんとして鳥井に結托する所ありしに鳥井は卿に對して常に慊焉たらざりしかば禍はつひに卿の身にまで及びしならん。從來改革派

*天保十五年
齊昭卿
証責をい
ふのあと

の人々の手に成れる記録によれば結城は最初より卿をはじめ東湖等を陥れんとして鳥井に結び、悪僧と謀り幕府に讒せしとの事なるがこは必竟結城が卿の謹慎を命せられし時に進みて卿の冤を雪ぐことを力めざりしよりかくは推論せしものならむ。されど當時結城が卿に信用せられしことは東湖等の上に出でたれば結城が一身の利害より見れば卿を陥るべき必要はなかりしなり、唯東湖等にして永く其地位を保たば自黨に利ならざるを以て東湖等を斥けんとしたるに止りしならむ。東湖は結城の陥る所なりしもさすがに雅量ありて眼識高ければ他の黨人輩の視るが如く結城に對して嚴酷なる批評を下さずして事實の真相を觀破せりき、其言に曰く「御國難の節御冤罪を訴候心底のもの、は皆幕府より罪を蒙り候ゆゑ口出し不相成又舊家大臣は本文之通り兼々不平にて殊に御懷合も不存者多く唯寅壽一人は家がらと申し

是迄御政事にも任じ莫大の御恩を蒙り候へ共幕府の御咎めに泄れ候こそ天の幸に御座候間一人にて大事を引受銀次郎等同様罪を蒙り候覺悟にて幕府へも申立支封の君を激勵奉り風節凜々と相控へ居候はば幕府にても御疑一時に氷釋可仕萬一天時至らずして又々寅壽迄罪を蒙り候迎も天晴大忠臣にて結城宗廣の家をも汚し申間敷候處無其儀段口惜き事に御座候右に付寅壽儀は最初より老公を傾け奉り候謀計仕候様申ふらし候者も御座候へ共銀次郎等を斃し權を専らにせんと志し候は相違無之候へ共老公迄傾け奉り候所存は有之間敷たゞ藥法きゝすぎ候て老公迄右の如く被爲成候は寅壽も驚き候事と奉存候即ち結城派と藤田派の確執は禍を齊昭卿の身に及ぼせしなり第五阿部閣老の政略が齊昭卿の譴罰に如何なる關係ありしかといふに余の見る所を以てすれば阿部は幕府の内部殊に大奥の歡心を買はんが爲

*水藩黨史の著名無名氏

に齊昭卿を退けたりしといふなり抑阿部が老中となりしは天保十四年九月十三日にして水野が老中を免せられしは同年同月十七日なり而して齊昭卿が譴責を蒙りしは天保十五年五月六日なり水野が再び老中となりしは同年六月十四日にして卿が謹慎を解かれしは水野の再び老中たりし時なりある人は卿の謹慎は水野在職の時既に内決したるやにいへども水野が老中を免せられし時と卿が謹慎を命せられし時とは其間八月以上を隔てたり水野老中時代に内決せられたりしとすれば之を發表するにさまでの日子を費すべき謂れなき筈なりさて水野の斥けられしは印旛沼の開鑿大阪の課金なぞ其近因たりしも必竟するにそは彼の改革のあまりに急激にあまりに嚴酷なりしより起りしものにて水野の施政方針に就きては幕府の内部にも反對論者あり殊に大奥にては水野の節儉主義を忌み嫌ひしは前に述べたるが

如し水野に代りて老中の首座たりしは土井利位なりしと雖ども勢力の在る所は新に老中に任せられたる阿部伊勢守なり、阿部が前任者ともいふべき水野の復轍に鑑みて幕府内部の統一を謀り、大奥の歡心を得んと力めしは固より爾かあるべきことなり、水野を忌み嫌ひし大奥は齊昭卿をも忌み嫌ひしなり、さればたとひ阿部が主として齊昭卿を排斥せざりしと假定するも齊昭卿の排斥に一臂の力を與へたりし位は彼の政略としてさもあるべきことなり、後來卿と阿部との交際は親密なりしも齊昭卿譴責の當時即ち天保弘化の際に於いては兩者の間極めて冷淡なりしは疑ふべからざる事實なり、卿が「水野は我等を惡みしとは云へ流石才物故奸吏奸僧に欺かれて我等を叛逆人とする時は永世迄名を汚せば水野在職ならば我等慎隱居には成まじきなり」といひて水野が職に在らざりしゆゑ罰を蒙れりとの意を述べ又「阿部、牧野

科月の風

このころの
あこころの
天保十四
年九月十
七日

福山をいば
阿部をいば
ふじ市女
さほ老女
姉小路を
いふ此
東湖の化
書は弘此
四年に化
のせしな
り故に其
來は近

は老中と成て何の間もなく我赤心は不知、土井は縁家故口を出し兼候はん』といひて阿部は我本心を知らざるが故に我を辯護せざりしとの意を泄し、東湖は「水越州殘忍薄情に候へ共名を好み候人ゆへ右在職中は老公を御遠け申上候のみにて罪をば御させ不申上候處右越州癸卯の秋退役幕府の勢丸に相替り又内には小人奸僧等謀を廻らし椽の下に火の廻り居候にも不心付四月の奉書に至り始而驚入候段今更相考候へばあまり等閑の儀と千懺萬悔仕候儀に御座候儲其節は浸潤の譖膚受の惣内外より入臺聽候儀と相見へ第一表にて福山、後宮にて市女を疑心仕候處近來に至候而は此兩人却而御洗雪の方へ盡力仕候歟」とも相聞候へ共いづれ最初は此兩人國難を醸し候取次仕候は差見候』といひて阿部が齊昭卿排斥に一臂の力を添へしことを説破せり、是に由りて觀れば水野が齊昭卿を陥るゝことを力めしといふは固より不當

時をいひ阿部の老翁に
しを冤にたに
部の雪冤に
の力をしに
盡るこゝに
るほいては
就ほ後しに
言ふべしに

の論たるを免れざるは言ふまでもなきことながら阿部が齊昭卿を排
斥したりし形跡あるを察すべきなり。兎に角天保十五年に水戸の君臣
が罪名を附せられて蟄居謹慎の身となりしは以上述べし如き事情の
錯綜湊合して起りしものと見れば蓋し大過なきに庶幾からん歟。
保守派の狂喜 齊昭卿を始め東湖等が幕府の嚴譴を蒙り或は
謹慎或は蟄居を命せられしとの報水戸に達するや、保守派の面々喜ぶ
こと大方ならず大嶺大八の如きは酒の温まる間さへ待ち兼ね冷酒を
傾けて之を祝し、岡崎南軒(采女)は那珂川に舟を泛べて快哉を叫び、僧徒
は今井囉を謠ひけり。主君の禍を聞きて之を憂へざるのみか斯の如く
喜び狂して之を祝するとは何事ぞ、保守派が奸物の名稱を得たりしは
蓋し此頃よりにしてさもあるべき事なりかし。之に反して改革派の人
人は是全く奸臣妖僧の讒誣より出でたる珍事と覺えたり、今ぞ身を抛

*齊昭卿謹
慎を命ぜ
られし後
今公鶴千
慶に對し
老人呼ん
へり

ちて君冤を雪ぐべき秋なるとてより、に相談する所ありしが其年
十月二十日に番頭武田彦九郎は老中水野越前守の官邸に至り郡奉行
吉成又右衛門は老中堀大和守(親寔)の官邸に至り水戸藩士民に代り齊
昭卿の冤を訴へたり、幕府は容易ならぬことゝて大に驚き水戸藩邸の
重役を召喚して二人を引渡せり、重役は二人を水戸に護送して先手同
心頭の家禁錮したりき。二人の外封内の士民卿の冤を訴へんとて江
戸に到りしもの數十人の多きに上りぬ。老公は去る五月六日駒込邸に
謹慎の身とならせられしより唯々幕命を重んじ謹慎に謹慎を加へら
れ盛夏の候といへども障子を密閉して端坐せられき。一方に於てはか
く封内の士民が君冤を訴ふるあり他方に於ては老公かかくまで幕
府を重んじて謹慎嚴肅に身を持たせらるゝより幕府も自ら其過を悟
りしか將た水野が老中となりしに因れるかこの年十一月十六日に至

りて「格外に御愼深く被成御座候趣入御聴候に付此程別段の思召を以て御愼の儀は御宥免被仰出候」とて老公の愼愼を解かれきされど未だ水戸家の政治には一切容喙することを許されずしてかの三連枝が依然後見職を勤めらる。東湖は小石川邸内の幽室に在りて之を聞き一首の歌を詠じて曰く

ぬば玉の夜は明けたれど鹿島潟まだ晴やらぬ浪のうき霧

老公の愼愼解かるゝや結城は其己に不利なるを見、後見職たる松平讃岐守に説きて老公を赦すは不可なり、戸田藤田を死刑に處すべしと切論せり。改革派の人々は之を泄れ聞きて結城を惡むことますます、甚しきを加へたり。結城はさすがに機敏の人なれば己れが江戸の藩邸に在るは自黨の爲將た自己の爲に不利なりと思ひて家老職を辭し大寄合頭となりて水戸に下りぬ。されど表面こそ政治の衝に當らざれ裏面に

在りて藩政を調理せるものは結城なり、鈴木石見守、太田丹波守は天保の新政を喜ばざるもの而して此時此二人を舉げて家老となせし如き書院番頭三木庸之介、公事奉行原田兵介は改革派中の錚々たるもの而して此時此二人を黜けしが如き又保守派の尾羽平藏、谷田部雲八を擢んで、奥右筆となせしが如き皆結城が讃岐守に勸説したりし結果なり。この時に當り保守派は慶篤卿の尙幼穉なるを奇貨とし折を見ては老公を讒し天保の改革の御家に對して不可なるを説き、甚しきに至りては天狗派の人々は再び老公を世に出しおろせん爲に御身を害し奉らんと謀れるなど言葉巧に述べ立てたりき。侵潤膚受の詿惑は明君賢相に在つても往々免れざる所なり。況んや幼年なる慶篤卿に於いてをや、いつしか佞辯巧舌に惑はされ父君を疎んせらるゝに至りしぞ是非もなき。かゝる機會に乗じ保守派はますます父子離間の策を講じた

武田彦九郎の子。吉成又右衛門の子。

弘化二年二月に水戸野は老中を免ぜられぬ。

りき。老公が畢生の力を盡くし一藩の力を擧げて經營せられたる天保の新政は保守派の爲に方さに破壊せられつゝあることなれば公の身に取りては遺憾此上もなきことなりしならむ。されば尙一たび世に出で、天保の新政を回復せんと志を抱けるは人情さこそと察せらる。有志の士民も亦一日も早く老公を世に出しまゐらせんとて弘化二年正月には武田魁介吉成恒次郎の二人老中に哀訴し、同年二月には水戸藩士數十人老中の駕を途に要して卿の冤を訴へ、同三月には桑原幾太郎、豊田彦次郎、海保帆平、大胡聿藏、齋藤銀四郎、原熊之介等踵を接して江戸に上り老中阿部に懇ふるあり、又他の方面に於いては高橋多一郎、武藤善吉が或は尾紀の二藩主に説き或は夤縁を求めて幕府の大奥に説くあり、菊池爲三郎、梶八次郎が宇和島侯に助力を請へるあり、老中阿部は水戸の士民が老公の冤を懇ふる爲にかく動搖するを畏れ水戸の元

此三人は當時三奸の稱あり

長倉藩主

老中山備後守を水戸に下して之を鎮撫せんとを命じ老公も亦士民の事を起さんことを憂へて之を慰撫せんことを備後守に命せられぬ、中山が水戸に着するや改革派の壯漢は争うて其門戸を叩き奸人を除かんことを迫り保守派の興津、尾羽、谷田部等も亦中山に逼りて改革派の武田、吉成、桑原等を嚴刑に處せんことを乞ひぬ、中山はつひに老公の雪冤の爲に奔走せる改革派の人々を罰して或は蟄居を命じ或は謹慎を命せり、老公は書を阿部に贈りて鈴木、結城、興津等を罰せんことを所望せられしかども行はれずして已みぬ、翌弘化三年二月支候松平申之介が紀州侯に老公の冤を訴ふるや保守派の人々は是を以て改革派の煽動使喉に出でたりとなし改革派の會澤恒藏、山國喜八郎、吉成又右衛門、安島彌二郎、原田兵介、鈴木庄藏、桑原幾太郎、金子孫二郎、矢野唯之允を捕へて之を水戸仲町の空屋に幽して其守衛を嚴にし内外相通するを得

ざらしめ松平の家祿を半減し隨行の家臣を獄に繋ぎぬ。

保守派に對する批評 さて保守派の敵黨に對する處置を

唯表面より觀察するときは從來水戸の史家が加へたるが如き酷評を下すべきにあらず、否寧ろ正當の手段なりと謂はざるべからず。そも幕府が齊昭卿を罰せしは如何なる理由に因りしか裡面の事情は兎に角表面は『都て御自身の御了簡を以て御制禁に被觸候事共も有之』といふに在りて天保の藩政改革を非難せしなり、又幕府が松平讃岐守外二侯に達せられしは『是迄中納言殿御一己の御了簡にて被取計候儀は不相用前々の御家法通りに可相守候』とありて反言すれば幕府が三連枝に命せし所は老公の天保の新政を破壊せよといふに在りき。さればかゝる際に幕命を奉じて政を行ふものにありては政府部内より天保の新政に興りたる改革派の有力者を一掃し之に代ふるに保守派の面

面を以てするは謂れなきことにあらざるなり。結城が三木庸之介、原田兵介を斥けて尾羽平藏、谷田部雲八を用ひたりしは寧ろ至當の事と謂ふべきなり。また老公の冤を愬ふる爲に奔走せし士民を拘禁したりしも政府者の職分より見れば至當の處置たり、老公の冤罪たるは言ふまでもなきことなるが兎に角幕府の公命なり、公命は之を重んぜざるべからず、而るに改革派の人々が老公の冤を訴ふるや忠憤の情に驅られて往々過激不穩の舉動ありき、されば其徒を監禁するは一は幕府の公命を重んじ一は社會の秩序を保つに於いて實に已むを得ざりしなり、改革派の人々をして其地位を更へしめしならむにも必ずや斯の如き處置に出でしならむ、表面より結城等の處置を論ずれば實に斯の如く當を得たるものとなさざるべからず、されど結城寅壽は老公の信任を得て天保の新政を翼賛せしものなり、老公が謹慎を命せられしは天保

の新政之が原因をなしたることなれば結城も東湖等と同じく罰を蒙らざるべからざる筈なりき、然るに彼獨り泰然として其職に在ることを得たりしは何ぞや、彼實に幕府の權家鳥井甲斐守に結托したればなり、彼は東湖等の禍を蒙りて屏息するや此機失ふべからずとなし一に自黨を扶植し敵黨を陥擠するに汲々たりき、従つて公平の軌路を脱して反對派を遇するに殘忍酷薄の手段を以てしたるは疑ふべからざる事實なり、改革派の人々が今にも老公世に出でなば目に物見せんと憤激して黨争ますます、甚しきを致したるは結城與りて大に罪ありと評せざるを得ざるなり。

礫川邸内蟄居の東湖

前に述べたる藩内の事情は東湖が

蟄居を命せられしより蟄居を免されしまで即ち天保十五年五月より弘化三年十二月に至る二年餘の間に起りしなり。其間東湖は如何なる

*天保十五年
は弘化元年なり

状態にて蟄居しつゝありしか、東湖は五月六日蟄居の命を受けて小石川邸内の一舎に禁錮の身となりしは前に言ひしが如し、當時東湖は胸中無限の感慨を國風に托して曰く

弘化元年五月五日の日中納言の君の御供につかうまつりて江戸にまう登り侍りしにあくる日君は大將軍家よりかしこきおほせことかうふらせ給ひて俄に駒籠なりける館に引こもらせ給ひにけり彪も戸田忠敬等とゝもにひそまりをるべき命をかしこみて思ひつゝ侍りける

明らけき君に匹へて徒に世をおもひ來し身そおほけなき
思ひ來し其あらましは空しくて君をかきはに祈る世ぞうき
東湖自ら小石川邸内幽居の状態を寫して曰く

余之被禁錮也、既自閉戸默處、亡幾監察府僚吏、率工而來、檢視舍之東西

及南北隣之境、凡有寸隙者、皆以板塞之、最後又以板掩門戶、固釘而去、雖奴僕、理不能出入、然米鹽不繼、薪水不通、飢渴而死、則亦恐非所禁錮之意、於是請北隣主人鱸氏、竊穿其牆、濶可橫身、自是奴僕得因鱸氏之門而入、

何ぞ窮屈なる

然監察僚屬時々巡視舍外、以故家奴汲井率不過一日一再、僅供朝夕爨炊之用耳、余以本月二日發家而前數日獲疾、以故不浴者殆三旬、今既瘳矣、爲水之乏、僅盥漱洗面而止、當是夏日、蒸熱逼人、發汗淋漓、衣服日汚、臭氣衝鼻、因一搔皮膚、則蟲亦入爪、不啻子厚所謂塵垢也、古諺云湯沐具而蟻蝨相吊、余之具湯沐不知在何日、則蟻蝨相慶而樂、年豐於禪衣之間、必矣、亦可一笑、

何ぞ不潔なる、當時東湖が吉成又右衛門に贈れる書中左の語あり前の

漢文と合せ觀れば一段の興味あるを覺ふ、

天祥に比し候へば玉堂華屋に候へ共監府の苛細なること天祥は存申間敷此炎熱に行水も六ヶ敷朝夕一度つゝ爨炊の爲に一手桶汲候水を貯へ置銅たらひに半分ほどをあひ候て凌き申候毎日暮時一合づゝの藥用にて正氣を培養仕候乍併忠憤满腔御安意可被下候

大酒家の東湖も一日僅かに一合の酒を用ひて正氣を培養すといへり、言滑稽に出でたれどもまた憐むべき境遇なるかな、

余家素貧、至是益窮、衣服器物、齋來自郷者、沽却殆盡、猶有一轎、竊約賣於一賈人、而無門戶可通、乃止、一俗吏與余親者、聞之謂余曰、甚哉先生之迂也、苟欲得金、則作一券、以轎當債、何必沽却之爲、余從其術、賈人不可曰、凡取物於己、貸金於彼、所以爲質、僕安持一券書、而待夫子門戶之開哉、余服其理、不能復詰、每乏酒錢、熟視轎自失耳、亦可憫笑、

*前の吉成
に與へし
書中の一
節なり

轎を賣つて酒錢を得んとせしに轎の通すべき路なくして賣る能はず、
轎を質として錢を得んとせしも買人聴かず空しく轎を熟視して酒錢
の得難きを嘆ずるに至りては憫笑の至なり、されどかゝる窮境に處る
も英雄自ら英雄の業あり、凡夫の呻吟苦惱の體なきは左の書に徴して
明かなり。

借野生儀年三十九即ち蕃山が芳野に隠れ候齡に御坐候最早人間世
に念を絶著述三昧と覺悟仕候へ共人間世に念を絶ち候而は著述も
魂入申間敷と存候且は笙を取つて吹候事も不相成候間日夜朝暮憂
憤と著作のみに御坐候

著述三昧して得たるものは回天詩史と常陸帶なり、前者は『三決死矣』の
詩を解釋して自己の經歷志望を述べたるものにして東湖が半生の自
叙傳たり、後者は齊昭卿の襲封より譴罰を蒙れりしまでの卿が事業を

*水戸上市
梅巷に在
り

記したるものにして卿が半生の傳記とも謂ふべきものなり、この年九
月十六日東湖は田祿第宅を沒収せられて月俸を給せられまた邸宅を
水戸下市竹隈町に賜ふとの命ありければ東湖戯に一詩を賦して曰く

何唯落職負君公、今日無田祭廼翁。世態變遷人勿怪、東湖顛倒作

湖東梅巷藤廬仙湖在其東、所以有東湖之
號、今所賜竹隈之宅、在仙湖之東、故云

東湖幽囚中に在り斯の如く洒々落落々の風ありしも一たび老公を思ひ
又一たび老母に懐ひ及べば痛恨悲哀禁すべからざるものありき彼が
豊田天功に答ふる詩に

頑鈍慙無先見明、愚忠欲效奉公誠。胸中偉略渾無用、匣裏寶刀空
自鳴。填海愁心何日竭、回天事業曷時成。堯君寄語同盟友、萬死
猶存魏闕情。

といひて己れ先見の明なくして老公をして窮境に陥るに至らしめし

を嘆き又雪ふりける日

ふみ分て君を見るべき道もがな堪へぬおもひのつもる白雪

と詠みて老公を思ふや切なりきある時は又

屏處默然、仰望駒邸、憂老公之幽鬱、或致病、俯憶故郷、察阿母之痛心倚門、雖以彪頑鈍、血淚沾臆者數矣、嗚呼天定勝人、老公之冤、一旦氷釋、飄然就間於仙湖之上、彪輩亦少緩其禁、去而歸舊廬、奉萱堂膝下之歡者、不知其在何日也、

といひて君を思ひ母を懐ひ鐵腸爲に寸斷するのさま字句の間に現はれたり、母も亦東湖を思ふ情に堪えずある時一首の歌を詠じて東湖に贈りけり

植をきし一むらすき穂にいで、招げど人はなぞ歸りこぬ

東湖の返歌

弘化元年の秋

招きなば人もこそしれしのすきしのぶ心は穂にいでぬともある時東湖雁をきゝて

かりがねもことしはわきてあはれなり故郷人にあふこゝちして

小梅村幽居中の東湖

さて結城はたとひ老公世に出づる

とも戸田藤田の兩人なからんには老公の雙腕を失ふに等しければさまで畏るゝに足らずと思惟し陰かに讃岐守に説きて東湖等二人を處刑せられんことを求めしが其事たるや重大にして容易に決行すること能はざりければ東湖等二人を陋室に投じ守備を嚴にして困阨に陥らしめ以て自ら死を招がしむるに如かずとなし翌弘化二年二月二人を小梅の別墅に移せり果せるかな居室狭隘纒に身を容るゝに過ぎざりき東湖自ら記せる文に曰く

舍大東西丈餘、南北不盈二丈、前竈後厠、庭除可一步、高牆接宇、書而爲二、

僮僕居其一、余所居、衣架在右、書筐在左、地爐居中、而介冑槍劍几案筆硯陳列於其間、則余可坐臥者、厓々不過方四五尺、余因命齋曰塞、
 たゞ居室の斯の如く陋隘なるのみならず一切他人の來訪をも禁せられしなり、東湖常に戯れて、余の好むものは第一女第二酒第三讀書なりと言ひしとぞ而るに今や四五尺に過ぎざる蝸廬の裡に跼踏して第一の好物たる女色に近くを得ざるは勿論、酒錢も乏しくして第二の好物たる隅田川をも思ふまゝに呑むを得ず唯々日夕相親むものは第三の好物たる讀書のみ、東湖平生の戲言に對して自ら何と思ひしやらむ、五十年後の余輩に噴飯の材料を與へんとはさすがの東湖も想ひ及ばざりしならむ、
 困阨斯の如し而して東湖の心情果していかゞなりしぞ東湖が小梅村謫居の詩の一にいふ

酒の名に
 のてこの
 湖の
 東湖の
 時ひ酒
 用ひ酒
 なり

憩齋會
 澤恒藏の
 雅號なり

塚行藏の

螻屈豈求伸。龍蟄僅存身。故園筑山北。謫居墨水濱。門戶嚴鎖鑰。
 吏卒護吾隣。雖不遭繯綫。奚異獄中人。丹心猶隨我。未必嘆苦辛。
 黃卷亦伴我。好與故賢親。悠哉小窓下。睥睨三千春。
 又會澤憩齋會に與ふる書中にいふ
 彪自徙於總以來、禁錮益嚴、獨許姻戚江生及隣翁忠助者來訪、而前月中、
 江生遽獲罪、忠助亦不肯來、於是彪之耳不啻無治亂黜陟、雖老母稚子之
 消息、不可復得而聞也、然去年來彪之所以困阨、特其外物耳、至於耿耿在
 乎中者、則有司不能害、陰陽不能賊、庸何傷焉
 心を持つこと斯の如く固く自ら信ずること斯の如く厚かりき
 三月十日、塚生塚將賞櫻、既出、不炊頃遽歸、蓋畏雨也、詩以戲之、
 自肥前、塚生、速
 觀之於途云
 長堤花如雪。爛慢十里餘。騷客時乘輿。逍遙水之涯。恐驚密雲合。

近有一
 大男來

又意落日斜。徘徊畏滂沱。歸去先昏鴉。只說逢大男。環視人如麻。腰帶十圍許。骨節可專車。大男雖奇矣。豈足比春葩。別有細腰物。雲鬢亂髮髻。盍相提携去。飽看雨中花。

困阨の界に在れども事に就き物に觸れて談諷の辭を弄する斯の如し、さすがに英雄の襟度綽々餘裕ありと謂ふべし、されど一たび母を懷へば

彪弱冠丁内艱、猶幸孺人在堂、其侍膝下恒恐奉養之或不至、何圖忽罹嚴譴、錮身於異鄉、遂使孺人徒抱倚門之憂、雖以彪頑鈍、每一念及之、涕泗橫流而不自覺者久矣、

といひて男泣きに泣きしぞ哀れなる、妹益子が暮れて行年のなごりも惜まれず春立かへる君をまつ身はと詠じて贈りしに東湖かへし

草枕旅寐に年をふるさとの春を現に見んよしもがな

東湖蟄居を解かる

東湖はかくの如くして弘化二年二月より同三年十二月まで小梅村に在りき、此間に於ける彼の日課は讀書作文作詩等にして時に又和歌を詠せりき世に名高き正氣歌並に長歌「數ふれば」はこの時の作なり、かくて弘化三年十二月二十九日幕府の命にて蟄居を免せられて水戸に歸ることゝなりぬ、東湖時に年四十一。

戸田 銀次郎

藤田 虎之介

今井 金右衛門

右之者共先達而役義取放蟄居申付置候處慎方格別宜敷趣相聞候に付別紙を以蟄居御宥免被成候就ては銀次郎虎之介義小梅御屋敷内へ被指置候様相達候へ共御勝手次第水戸表へ御指下可被成候此段

可被申上候

昨廿八日夕阿部伊勢守役宅へ中山備後守呼出に而戸田銀次郎藤田
虎之介蟄居御宥免之義別紙之通り御書付相渡候に付則今晚申渡候
得共於御家ては御普請組へ御入遠慮申渡候旨此段奉入御聞候

十二月廿九日

興津藏人

太田丹波守

中納言様

御側衆中

將徙小梅村謫居、過吾妻橋

東湖

青年此地作遨遊。花下銀鞍月夜舟。白首楚囚過橋畔。滿川風雨送

孤愁。

偶成

半夜疎鐘淺草寺。一犁膏雨小梅村。春愁寂寞無人問。閑剪孤燈伴
旅魂。

月前述懷

浮雲の罪ぬさりせは三年まで墨田河原の月を見ましや

第八章 閑居中の東湖

春閑居といふこゝろを

東湖

打出て誰に語らん青柳のいとのどかなる春の心を

其のどかなる東湖の閑居時代は弘化四年正月より嘉永六年七月に至
れる間にして殆んど七年の日子を竹隈町の閑居に費せり。

春日偶成

東湖

衛門茅舎竹籬斜。也是東湖居士家。却領人間閑日月。一飄春酒醉梅花。

東湖閑中閑ならず 東湖は謹慎中にて職務なかりければ外面は閑日月を領せしが如くなれども裡面に於いては決して閑日月を有せざりしなり。何となれば東湖が竹隈町の家に歸りし頃に在つては結城派の跋扈跳梁ますます甚しかりし時なればなり。即ち弘化四年に改革派の大場彌右衛門(家老)謹慎を命せられ結城派の岡部忠平、内藤藤一郎若年寄に任せられき。石河徳五郎、高橋多一郎、茅根伊豫之介、鮎澤伊太夫、原田八兵衛などいへる改革派の有志が江戸に微行して或は人をして阿部閣老に説かしめ或は幕吏に事情を告げ或は紀州藩主に老公の冤罪を訴へなぞして奔走盡力せしも此頃のことなりき。東湖は謹慎中の身なりしかば石河徳五郎、原田兵介、桑原幾太郎等によりて竊かに

御開明は老明か寛
罪に再び
なり出づ
世にこそ
る味を
意味の通
當時の通
語なり

今井金右
衛門はこ
の年の秋
に死なせ
しなり

老公と書簡の往復をなし『御開明』の策略を凝したりき。

東湖の病氣と意見書 弘化四年十二月、東湖は「このあと」

と題する一篇の意見書を草し之を同志の一人なる高橋多一郎に贈りぬ。この時東湖疾あり命數の或は長かるまじきを豫期したりければなり。意見書に添えて高橋に贈りし書中東湖がその時の病狀を記すこといと詳なれば左に掲ぐ

僕儀御承知の通り去年中より下部へ梅核の如く凝を生じ當四月より夥く下血五月より右の凝痔漏と相成七月より脱肛其後小便閉等の變症に相成醫師の申聞に任せ療治致居候はゞ必定今井***よりも黄泉の先かけ致候儀差見致候處天いまだ頑鈍を棄給はず候哉又は閻魔にさへ嫌はれ候哉一旦豁然として病狀發明仕候儀有之速に醫師を斷り自分にて調藥養生致候處先々當分の様子にては容易に泉客

當公は
慶篤卿を
いふ

ども相成兼候乍然右醫師より親類共へ申聞候趣にては自分療治致居候内には必再發之患可有之又は勞瘵に變候も難計と申候由いよいよ右説の如くに候はゞいまだ全快とは難申且痔漏は借置人生元より朝露の如くに候へば萬一の事も有之候はゞ前文同様痛心の次第吐露致候事も不相叶甚不本意之事に候間心付にまかせ左に相認遺言同様の心得にて全く貴兄迄御廻し申置候間宜敷御取捨御同意之事も候はゞ他日貴兄より御建白可被下候尤左之ヶ條は全く天歩艱難中當座の事多く第一は當公御教導のヶ條のみにて其外は常尋老婆心の論に御座候

意見書の大要

さて意見書は五ヶ條より成り第一ヶ條は幼公を親愛して教誨せられんことを老公に向つて希望する旨を述べたるものなり前に言ひしが如く結城派は兩公を離間中傷することを力め

しかば兩公の感情つひに阻格し老公は小石川邸に幼公を訪はせらるることなく幼公も亦駒込邸に到りて老公を訪はせらるゝこと絶え絶えになりぬ東湖は之を憂へたとひ老公の宛全く解けて政治に預ることを得るとするも幼公にして老公の風に化せざれば老公の志は行はず之に反して幼公にして老公の風に化せんには老公政治に預らざるも老公の志は行はるゝに等しければ今の時に當りて幼公を親愛して教誨せらるゝこそ最肝要なれといひき是第一ヶ條の大意なり第二ヶ條は三連枝を疎外せざらんことを老公に希望する旨を述べたるものにして其大意は結城派が天保の政治を破壊せしことは老公に在りてはいかばかり不快に思はせらるゝも無理ならねども必竟三連枝は論ずるに足らざる人物にして唯幕府の命を守りて爲したることなれば老公に於いても深く咎め給はずして懿親の廉を以て厚遇せられ

なば彼等も心服すべし、今日の處にては彼等は老公に疾視せらるゝが故に老公もし政治を視らるゝに至らば如何なる譴責を受けんかと憂慮し爲に老公の開明を遅延せしむる策を取れり、この故に宜しく彼等を歡待して安心せしむべしといふに在りて其中に左の言あり

當時有志の士老公御開明を企望仕候餘り三支封の君を悉く惡み候處いかさま惡からぬにも無御座候へ共元來御思慮深きより起り候にて仙臺騒動の時伊達兵部少輔後見にて姦智をふるひ候抔と同日の論には無御座候間前文申上候通り更に御相手に不被遊御胸中へ御容被遊此御様子にては老公御政事に御携り被遊候ても御連枝様方へ格別の御たゞりは有之間敷と右御家々の臣君一同安堵仕候御あしらひ被遊度御事歟と奉存候

第三ヶ條は中山備前守を始め舊家の心を収攬せらるべき事を老公に

希望せしなり、世臣巨室の徒が老公並に新進の東湖等に對して怨を抱けることは前に述べしが如し、されば老公が譴罰を蒙りし時は門閥家の中一人として老公の冤を雪がんとて奔走せしものなかりしのみならず却て之を喜びしほとなりき、この故に彼等は老公にして再び世に出で、政事を視るに至らば災厄は忽ち彼等の頭上に墜落し來るべきことを憂慮して老公の開明を妨害せんと力めき、東湖は之を憂へて舊家の心を収攬せられんことを老公に希望する旨を述べたるにて其大意は當今舊家中老公に忠義を盡すは興津能登守、大塲彌右衛門、白井織部の三人に過ぎずして人物甚だ乏しければ老公再び世に出づる曉には他の舊家の人々を用ひざるを得ざるべく又たとひ幕府にては老公をして再び政事を執らしめんとする心あるも三連枚を始め世臣舊家が妨害をなせば幕府は之を中止するに至るべければ今より彼等の心

*結城派當
時政權を
握りし故
ふに

を收攬して彼等を安堵せしめて反噬せしめざるこそ肝要なりといふに在り而して其中に左の一節あり

有志の少年杯は憤激の餘り有司共の事を一概に姦と名付候歟に候へ共同し家中へ名目をつけ候儀かりそめにも不宜事と奉存候愚眼を以鑑定仕候へば姦人と申程の者は何程も不相見先は孔子のいはゆる鄙夫のみ多き歟と奉存候乍併これを失はんことを患るときは至らざる所なしと申す通りにて面々の役義祿高を惜み候よりして種々の謀計を廻らし無罪の義士義民をも火付盜賊同様に取計候類皆其身を愛し候より起り申候其所を以て姦と申候へばのがれ兼候へ共一體は犬鼠の人に喰付其毒にて人を殺し候に至候へ共彼が心はその身を惜み候より起り候にひとしく鄙々劣々憫笑すべき心底に御坐候然るに是も姦彼も姦と目し候へばますく、鄙夫の黨類多

く罷成其當人々々のみならず子々孫々迄派を分ち黨を立候様成行國家永世の大害と奉存候孔子も人として不仁なるをこれを惡むこと甚きは亂也との給ひ候間至極の姦物と御見ぬき被遊候分は格別其他は恢弘の御大量を以廣く御容被遊一人づゝも徳に化し善に向ひ候様被遊度御事に御座候

また以て東湖の雅量を見るべく彼が一藩内の黨争に齷齪たらざりしを知るべし第四ヶ條は幕府の政務に容喙することなからんことを老公に希望せしものにて老公が此頃幕府に建議して幕府の官吏が朝鮮の信使と大阪に於いて會見するは不可なり宜しく對馬に於いてすべきやう改むべしと言ひしを東湖聽きて不可なりとし、先年すでに大阪に於いて會見すべき旨を朝鮮に通せられしことなれば今對馬と改むるは幕府に於いても爲し難きことならむ、賢人君子は能く人の言を容

るゝといへども凡人に在りては然らず、阿部の如きも大量の君子とも見えざれば爲し難き事情あるにも關せず強ひて爲すべしと責められなば必ず怨み怒りて水戸老公には幕府の政治にも容喙すること斯の如くなれば水戸家の政治に干渉することは一しは甚だしかるべしとて三連枝等の言ふ所を信するに至らむ、是實に老公の爲めに取らざるどころにして幕府の政治に就いては全然傍觀せられて然るべしといへり、第五ヶ條は天を怨みず人をも尤めず謙徳を守らせらるべきことを老公に希望せしにて、天保甲辰の譴罰は姦僧の邪說幕府の粗漏より出でたるには相違なきも今日より熟考すれば天保の改革は本末緩急を誤りしこともあれば老公に於かせられても一身を省みられて謙徳を守らせられ彼此辨解せらるゝことなく幕府を誹謗せられずば却つて老公の忠誠は幕府に認めらるゝに至らむといへり、さて此意見書は

東湖の書狀にもいへる如く老公に呈せしものにあらずして高橋に與へて機を見て老公に進言せしめんとしたりしものなればかくは忌憚なく述べ立てしなりけり。

自ら餘命の長かるまじきことを慮りたる東湖の病は其後激變なく日を追うて快く成り行きぬ、老公の開明も日を追うて漸く望ある如く見え嘉永元年の十二月老公の宛いよく、全く解けんとする徵候ありしと覺えて東湖に左の歌ありき。

喜永元年のしはすばかりやむごとなきわたりによるこばせ給ふべききざしのやゝみえ侍りしにそのよし武田正生の許へひそやかに告しらすとて梅の枝にそへて

年の内に立歸り來ん春をしもまたて咲ける梅の一枝

老公再び藩政を視る 果せるかな翌年三月十四日幕府命

*前様の略言は
前中の略言は
様に略言は
ふ公をい

あり三連枝の後見を罷めて老公をして藩政に預らしむること、なしぬ、是に於いて所謂前様の御世とは相成つたり。
さて老公をして再び水戸藩の政治を視せしむるに至りし事情は何如、水戸有志の奔走によれるか、紀州侯の盡力によれるか、將た阿部の家臣石河和介等の義侠によれるか、勿論是等の人々の奔走盡力其効なきにあらざりしも其奔走盡力が主因となりて老公が再び政を視るに至りしといふは至當の見解にあらずと余は思ふなり。そもく、老公をして再び藩政を視せしむることは幕府に取りては實に容易ならざる重大の件なりしなり。天保十五年に幕府が老公を罰せしは如何なる罪狀によりしかといふに老公が自己の了簡を以て氣隨に國政を施したりといふに在りき、而して一方に於いては三連枝に藩政を攝せしめて老公の政治を破壊せよと命せしなり。其時の將軍は十二代將軍家慶公にし

て閣老は阿部正弘等なりき、然るに今や同一の將軍同一の閣老等が嘗て目して氣隨に國政を施したりとなせる老公を起たしむると同時に老公の政治を破壊せよと命せし三連枝の後見を罷めたるは是れ即ち天保十五年の幕府の處置を幕府が自ら非認せしものにあらざるか、何事にも負惜み強きが徳川幕府の特性なり、然るに今や老公を起たしめたるは幕府從來の行爲に反せる行爲と謂はざるべからず、幕府がかゝる行爲を肯てするに至りしは必ずや已むを得ざる事情の其間に伏在せしものありしに因れるならむ、余はその事情を以て外交に關するものと見るなり、請ふ其大要を左に述べん。

徳川時代外交の大要

徳川幕府にては三代將軍家光公の時鎖國主義を以て國是と定め通信は朝鮮、琉球に限り通商は支那、荷蘭に限りて之を許し、のみ、其他一際他國との通信通商を嚴禁せり、され

ば寛永十七年に葡萄牙人の長崎に來りて交易を乞ふや、幕府は命じて之を斬らしめ、延寶元年に英人來りて互市を乞ひし時もまた之を斥けたりき。爾來百二十年間外船の近海に到るものなかりしが、寛政四年に至り魯船一艘子ムロに來り我漂流人を送還し且交易を乞へり幕府は之に答へて蝦夷地は外人應接の地にあらざれば長崎に廻航あるべしとて信牌を與へぬ。當時識者は邊海の警備を忽にすべからざるを知り老中松平定信は人を遣はして蝦夷地を視察せしめ仙臺の奇士林子平は海國兵談を著して國防を論じき、さて魯船は蝦夷地を去りてより久しき間長崎に來ることなかりしが十一年の後即ち文化元年に至り魯國使節レサノット長崎に來りて通信通商を乞へり、幕府は國法の許さざる所なりとて之を謝絶し文化三年令を出し此後魯西亞船渡來せば穩かに申論し歸帆せしむべく實際難風に遭ひ食物薪水等に乏しきこと

ならば貨物を與ふべし決して上陸せしむべからずもし再應申論しても異議に及び歸帆せざるに於いては伺に及ばず打拂ふべしとの旨趣を達せり。然るに翌四年魯船二艘擇捉島内ナイボに來りて我番兵を捕へ番屋を焼拂ひ尋いで紗那を犯し巨砲を放ちて我番兵を殺戮せり、幕府は伊達、佐竹の兩家に松前の守衛を命じ近國の諸侯をして蝦夷地海岸を守護せしめ又若年寄堀田正敦をして蝦夷地を巡視せしめたりき。かゝる有様なれば今にも戦争起らんと風の聞専らにして江戸市中の鍛冶屋は競うて甲冑を鍛へ古着屋は争うて陣羽織を鬻ぐなど人心恟恟たり、之に加ふるに翌五年には英船一隻長崎に來りて民家を抄掠し之が爲に長崎奉行松平圖書頭は責を負うて自殺せしかば人心大に激昂し外夷無禮なり宜しく之を撃ち攘ふべしとの論盛なりしが蘭學者のみは外夷の所行は我の無下に彼等の請願を拒絶せしより起れる者